【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2019年3月28日

【事業年度】 第11期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】G C A 株式会社【英訳名】GCA Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 渡辺 章博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【電話番号】 03-6212-7100

【事務連絡者氏名】 IR室リーダー 加藤 雅也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

【電話番号】 03-6212-7100

【事務連絡者氏名】 IR室リーダー 加藤 雅也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

(1) 建給経呂拍係寺	-			
回次			国際会計基準	
山 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川		移行日	第10期	第11期
決算年月		2017年 1月1日	2017年12月	2018年12月
売上収益	(百万円)	ı	19,769	26,690
税引前利益	(百万円)	-	1,853	3,493
親会社の所有者に帰属する当期 利益	(百万円)	-	1,268	2,439
当期包括利益	(百万円)	1	2,017	1,390
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	20,028	20,402	21,101
総資産額	(百万円)	28,028	29,055	33,853
1株当たり親会社所有者帰属持 分	(円)	529.40	537.42	554.24
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	-	33.49	64.17
希薄化後1株当たり当期利益	(円)	-	31.75	57.11
親会社所有者帰属持分比率	(%)	71.5	70.2	62.3
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	-	6.3	11.8
株価収益率	(倍)	-	33.7	10.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	3,385	5,418
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	305	521
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	-	1,894	1,214
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	11,272	12,724	15,829
従業員数	(人)	387	414	426

⁽注)1.売上収益には、消費税等は含まれておりません。

^{2.} 第11期より、国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

回次		日本基準					
		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
決算年月		2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	
売上高	(百万円)	13,019	13,159	18,558	19,754	26,654	
経常利益又は経常損失()	(百万円)	3,596	2,734	2,660	769	202	
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()		2,260	1,614	1,373	87	721	
包括利益	(百万円)	2,628	1,584	1,479	1,129	1,582	
純資産額	(百万円)	8,712	9,319	19,828	19,201	19,299	
総資産額	(百万円)	13,188	14,608	27,389	27,387	31,666	
1株当たり純資産額	(円)	310.18	332.64	503.56	480.88	404.33	
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ()	: (円)	85.81	59.97	43.11	2.32	18.97	
潜在株式調整後 1 株当たり当期 純利益金額	(円)	84.26	54.04	41.68	2.20	-	
自己資本比率	(%)	61.3	61.7	69.6	66.7	48.6	
自己資本利益率	(%)	31.2	18.9	9.8	0.5		
株価収益率	(倍)	13.5	20.8	19.1	486.8	-	
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,164	1,242	2,716	3,366	5,418	
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	(日万円)	87	138	271	305	521	
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	843	975	1,735	1,875	1,214	
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	9,412	9,830	11,237	12,724	15,829	
従業員数	(人)	224	244	387	414	426	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期 純損失であるため記載しておりません。
 - 3. 第11期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
 - 3. 第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 4.第11期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

(2)提出会社の経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
売上高	(百万円)	5,066	8,491	7,779	5,899	8,440
経常利益	(百万円)	1,384	2,841	2,101	834	1,583
当期純利益	(百万円)	1,117	1,855	1,603	833	1,539
資本金	(百万円)	588	1,328	203	258	304
発行済株式総数	(株)	26,325,224	27,099,752	38,721,452	38,852,902	38,961,752
純資産額	(百万円)	5,681	6,559	17,193	16,269	19,489
総資産額	(百万円)	6,542	10,457	19,512	18,370	23,078
1 株当たり純資産額	(円)	193.98	230.81	436.54	407.57	414.29
1株当たり配当額	(円)	32.00	35.00	45.00	35.00	35.00
(うち1株当たり中間配当額)	([])	(5.00)	(10.00)	(10.00)	(17.50)	(17.50)
1 株当たり当期純利益金額	(円)	42.43	68.92	50.34	21.99	40.50
潜在株式調整後 1 株当たり当期 純利益金額	(円)	41.66	62.10	48.67	20.85	36.05
自己資本比率	(%)	77.3	59.8	84.6	84.2	68.3
自己資本利益率	(%)	22.7	32.8	14.1	5.2	9.9
株価収益率	(倍)	27.3	18.1	16.3	51.3	16.4
配当性向	(%)	75.4	50.8	89.4	159.1	86.4
従業員数	(人)	103	110	126	138	141

- (注)1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2.第7期の1株当たり配当額には、特別配当5円33銭を含んでおります。
 - 3.第8期の1株当たり配当額には、特別配当15円を含んでおります。
 - 4.第9期の1株当たり配当額には、上場10周年記念配当10円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	概要
2008年3月	GCAホールディングス株式会社及びサヴィアン株式会社の共同株式移転の方法により両社の完全親
	会社となる共同持株会社GCAサヴィアングループ株式会社(現GCA株式会社)を設立
2008年4月	サヴィアン株式会社を吸収合併
2008年12月	GCA Savvian Europe, Ltd.を英国現地法人として設立
2010年 2 月	インド・ムンバイに駐在員事務所を設立(2011年3月現地法人化)
2011年3月	GCA Savvian India Private Limited (現GCA India Investment Advisers Private Limited)をイン
	ド現地法人として設立
2011年5月	基師亜(上海)投資諮詢有限公司を中国現地法人として設立
2012年 6 月	大阪事務所を開設
2012年 9 月	東京証券取引所市場第一部へ上場
2012年12月	GCAホールディングス株式会社及びGCAサヴィアン株式会社を吸収合併
2013年4月	GCAサヴィアン株式会社に商号変更
2014年 2 月	M C o 株式会社を設立
2014年4月	アンプリア株式会社(現GCAテクノベーション株式会社)を設立
2014年12月	GCA Savvian Singapore Private Limited(現GCA Singapore Private Limited)をシンガポール現地
	法人として設立
2016年3月	GA株式会社を設立
2016年7月	GCA Altium Corporate Finance Limitedと経営統合
	GCA株式会社に商号変更
2018年1月	GCA Taiwan Co.,Ltd.を台湾現地法人として設立
2018年4月	GCA Vietnam LLC.をベトナム現地法人として設立

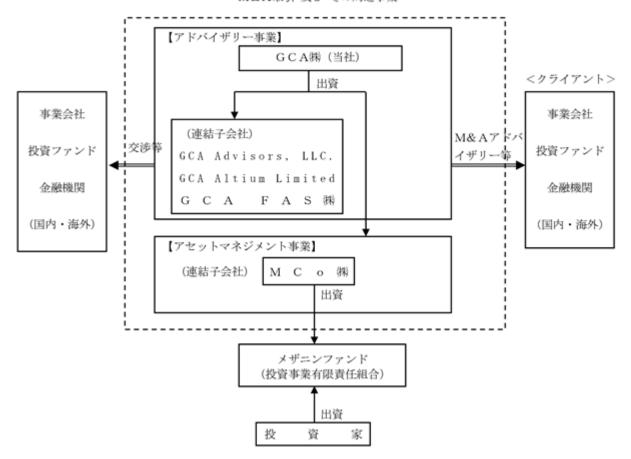
3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社25社(メザニンファンド(投資事業有限責任組合)を含む)により構成されており、M&A取引に関するアドバイザリー事業を主たる業務とし、M&A周辺業務にも事業展開を図っております。当社グループの事業内容及び当社とグループ会社の当該事業にかかる位置付けは次のとおりであります。なお、次の事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業	主な事業内容	主要な会社名	当社との関係
アドバイザリー事業	M & A の戦略立案から案件オリジネーション、エグゼキューション、M & A 実行後のPMIに至るまでのM & A アドバイザリーサービス財務・税務デューデリジェンス、企業価値評価サービスの提供	当社 GCA Advisors, LLC. GCA Altium Limited G C A F A S(株)	連結子会社
アセットマネジメント 事業	独立系メザニンファンドの運営	МСо(株)	連結子会社

[事業系統図]

当社グループ M&A取引 及び その周辺事業



- (注) 1 . 上記の他、GCA Savvian, Inc.、GCA Altium Corporate Finance Ltd.が中間持株会社として子会社の管理を行っております。
 - 2.メザニンファンドは上記以外の組合となる場合を含みます。

4 【関係会社の状況】

				議決権の	所有割合	
名称	住所	資本金又は出 資金	主要な事業の内容	所有割合 (%)	被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)	-	•		-		
GCA Advisors, LLC.	米国デラ ウェア州	US\$5百万	アドバイザリー 事業	100 (100)	-	役員の兼任あり
GCA Altium Corporate Finance Ltd.	英国ロン ドン	2,966	アドバイザリー 事業	100 (100)	ı	経営指導料等 役員の兼任あり
GCA Altium Limited	英国ロン ドン	3,274,343	アドバイザリー 事業	100 (100)	ı	役員の兼任あり
GCA Altium AG(Switzerland)	スイス チュー リッヒ	CHF1.2百万	アドバイザリー 事業	100 (100)	1	役員の兼任あり
GCA Altium AG(Germany)	ドイツ ミュンへ ン	EUR1百万	アドバイザリー 事業	100 (100)	-	役員の兼任あり
GCA Altium s.r.l.	イタリア ミラノ	EUR5万	アドバイザリー 事業	100 (100)	-	-
GCA Altium Israel Ltd.	イスラエ ル テル アビブ	1	アドバイザリー 事業	100 (100)	•	役員の兼任あり
GCA India Investment Advisers Private Limited	インド ムンバイ	INR22,100千	アドバイザリー 事業	100 (0.2)	-	役員の兼任あり
基師亜(上海)投資諮詢有限公司	中国上海	4百万人民元	アドバイザリー 事業	100	ı	役員の兼任あり
GCA Singapore Private Limited	シンガ ポール	SGD11万	アドバイザリー 事業	100	ı	役員の兼任あり
GCA Taiwan Co.,Ltd.	台湾台北	9百万台湾ドル	アドバイザリー 事業	100	ı	役員の兼任あり
GCA Vietnam LLC.	ベトナム ホーチミ ン	VND2,274百万	アドバイザリー 事業	100	-	役員の兼任あり
GCA FAS㈱	東京都 千代田区	10百万円	アドバイザリー 事業	100	-	経営指導料等 役員の兼任あり
G A (株)	東京都 千代田区	1円	アドバイザリー 事業	100	-	役員の兼任あり
GCAテクノベーション(株)	東京都 千代田区	30百万円	アドバイザリー 事業	100	-	経営指導料等 役員の兼任あり
M C o (株)	東京都 中央区	10百万円	アセットマネジ メント事業	60	-	経営指導料等 役員の兼任あり
その他 6 社						

- (注)1.主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 - 2.議決権の所有割合欄の(内書)には間接所有の割合を記載しております。
 - 3.連結子会社のうち、GCA Savvian, Inc.、GCA Advisors, LLC.、GCA Savvian, LLC.、GCA Altium Corporate Finance Ltd.、GCA Altium Limited、GCA Altium AG(Switzerland)、GCA Altium AG(Germany)、GCA India Investment Advisers Private Limited、基師亜(上海)投資諮詢有限公司、GCA Taiwan Co.,Itd.、G A株式会社は特定子会社に該当しております。

4. GCA Advisors, LLC.、GCA Altium Limited及びGCA Altium AG(Germany)については売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。 主要な損益情報等(2018年12月期)

(単位:百万円)

	GCA Advisors, LLC.	GCA Altium Limited	GCA Altium AG (Germany)
(1) 売上収益	7,596	4,068	4,150
(2)税引前利益	864	85	79
(3) 当期利益	864	68	123
(4) 資本合計	2,168	1,460	925
(5)資産合計	4,842	3,004	4,217

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
アドバイザリー事業	416
アセットマネジメント事業	10
計	426

(注)従業員数は就業人員であります。

(2)提出会社の状況

2018年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	
141	37.9	5.4	20,633	

セグメントの名称	従業員数(人)
アドバイザリー事業	141
計	141

- (注)1.従業員数は就業人員であります。
 - 2. 平均年間給与は賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

- 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】
- (1)会社の経営の基本方針

独立系かつ専業M&Aソリューショングループとしての当社グループの経営理念は「For Client's Best Interest」です。すなわち、クライアントからの信頼を重視し、クライアントの利益最大化に貢献することが、当社企業価値の最大化に繋がるものと考えております。今後もこの経営理念を基にグローバルレベルで事業を展開してまいります。

(2)目標とする経営指標

当社グループでは、主な成長性及び収益性の指標として、売上収益を経営指標としております。当社グループは、 高品質のサービスを提供することにより、リピートクライアントの増加及び新規顧客の獲得に努めることで、安定的 かつ継続的な売上収益の増大を目指してまいります。

また、当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標(以下「Non-GAAP指標」といいます。)及びIFRSに基づく指標(以下「IFRS指標」といいます。)の双方によって、連結経営成績を開示いたします。Non-GAAPに基づく営業利益(以下「Non-GAAP営業利益」といいます。)は、IFRSに基づく営業利益(以下「IFRS営業利益」といいます。)から、当社グループが定める非経常的な項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

「For Client's Best Interest」が当社グループの経営理念です。この経営理念を実現するための中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題として下記を考えております。

(a) 品質の向上

独立系かつ専業M&Aアドバイザリーファームとして「For Client's Best Interest」を実現させるためには、当社グループが提供するサービスは絶えず最高レベルの品質であるべきと考えております。最新の法規制や会計制度を熟知したうえで、専門的な知識や経験とノウハウをもとにした最高品質のM&Aアドバイザリーを行うことが当社グループにとって最も重要な課題です。そのために当社グループは、日常的なOJT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング)に重点を置きながら、技術的な知識の向上、法規制や会計制度の知見の共有やプロジェクトにおけるベストプラクティスの共有を図るため、経験豊富なマネージング・ディレクター及びエグゼクティブ・ディレクターが中心となり社内セミナーを開催しております。この社内セミナーには大学教授や会計・税務・法務等の専門家も外部講師として招聘しております。様々な手段を用いて当社サービスの品質向上を図っております。

(b) クロスボーダーM&Aに対応できる体制

M&Aの国際案件(クロスボーダーM&A)数の増加や大型化に鑑み、クロスボーダーM&A案件への対応を強化する必要があります。

その強化策として、インド・ムンバイ及び中国・上海に100%子会社として現地法人の設立(2011年)、ICICI銀行傘下のICICI証券との業務提携(2013年)、シンガポールに100%子会社として現地法人の設立(2014年)、欧州におけるアルティウム社との経営統合(2016年)、台湾・台北及びベトナム・ホーチミンに100%子会社として現地法人の設立(2018年)、アジア各国における他のブティックファームとの提携の強化など、クライアントに対して全ての地域においてクロスボーダー案件の提案ができる体制の強化を図っております。また、クロスボーダー案件の提案・実行ができる人材の採用・育成も積極的に行っております。

(c)人材の育成

上述のとおり、M&Aアドバイザーとして経験豊富で専門性の高い人材であるプロフェッショナルの育成は、当社グループの事業拡大にとって重要な課題であります。これに対処すべく日本地域においては、セルマネジメントという組織体制を整備し、クライアントフォーカスに基づき組織されたセルにおいて人材の成長を図るとともに、業務の効率化を進めております。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項であっても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日(2019年3月28日)現在において当社グループが判断したものであります。

(イ)経営環境について

競業環境について

当社グループの主要事業であるM&Aアドバイザリー事業は競争の厳しい分野であります。当社の売上は、日系大手証券会社のM&A関連売上と並ぶ規模にまで増加し、また、400名を超える役職員を日米欧にバランスよく配置した真のグローバルファームとして、独立専業の上場アドバイザリーファームとしては世界有数の規模にまで成長しております。当社グループといたしましては、利益相反のない独立系M&A専業アドバイザリーファームならではの複雑な案件や高難易度の案件を数多く手掛けており、品質面での優位性を強みに市場シェア向上を目指しておりますが、今後も日系大手証券会社や大手外資系投資銀行との競争状況が続くと予想され、更には中・小規模のアドバイザリーファームの新規参入により価格競争が激化する可能性があります。この場合、当社グループの経営成績、収益性に重大な影響が生じる可能性があります。

M & A 市場のボラティリティについて

当社グループの主要事業であるM&Aアドバイザリー事業は、日本においては、日本企業のグローバル成長戦略と共に、更なる事業拡大並びに企業価値向上を実現する手法としてM&Aが活用されることにより成長していくと思われます。また、欧米においては、M&Aは企業の戦略として完全に定着している中で、日本を始めアジア・欧州にも事業のベースを持つ当社グループの成長余地は大きいものと思われます。今後は、グローバルにビジネスを展開する企業において、日米欧を問わずクロスボーダー案件が更に増加してくるものと予想しております。よって、当社グループの事業基盤であるM&A市場が長期的に縮小するリスクは小さいものと考えております。しかしながら、M&A市場は景気動向並びに金融情勢に大きく左右され、常にブームとその後の反動での市場の縮小といった歴史を繰り返しており、日本においても同様の事態が生じる可能性が考えられます。特に、当社グループの予想に反して日本において市場の縮小という事態が生じた場合、また世界の景気動向が悪化した場合には事業拡大を図ることができず、短期的に当社グループの収益性が低下するリスクを内在しております。

法的規制について

日本においては、現時点では、当社グループの事業を制限する直接的な法的規制は存在しないと考えております。今後、当社グループの事業を直接的もしくは間接的に制限する法的規制がなされた場合、また、従来の法的規制の運用に変更がなされた場合には、当社グループの事業展開は制約を受け、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、米国においては、金融取引業規制機構(The Financial Industry Regulatory Authority)、英国においては金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)の規則を含め、法的規制を受けております。かかる規制への違反があった場合、課徴金等の罰則の適用がなされるのみならず、当社グループの信用が毀損し、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに米国における新たな法的規制及び新たな法的規制の運用により同様に当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性が生じることも考えられます。

(ロ) 当社グループの事業体制について

人材確保のリスクについて

当社グループは、経営理念である「For Client's Best Interest」に賛同した専門家集団の人的資本により成り立っております。優秀な人材を確保・育成し、各事業の中核的な人材としてその分野の経験者を配置することは、今後、当社グループが事業を拡大する上で重要であります。特に、M&Aアドバイザーとして経験豊富で専門性の高い人材であるプロフェッショナルは当社グループの事業遂行上極めて重要であります。

従いまして、必要とする人材を十分かつ適時に確保できなかった場合、もしくは重要なプロフェッショナルの 流出が発生した場合には、今後の事業展開も含めて事業拡大及び将来性に影響を与える可能性があります。

また、人材の獲得が順調に行われた場合でも、人件費、設備コスト等固定費が増加する事が想定され、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(八) 当社グループの業績について

業績の推移及びメガ案件に係る報酬の計上について

当社グループの業績は、M&Aアドバイザリー事業において、ひとつの案件で10億円以上の報酬であるメガ案件の獲得やその金額により業績が大きく変動する可能性があります。

成功報酬への依存度について

当社グループの主要事業であるM&Aアドバイザリー事業の売上高は主に、着手金や作業時間に応じて請求する作業報酬並びにリテイナー契約に基づくリテイナー報酬などの基礎報酬及び案件が成約した場合にのみ受け取ることができる成功報酬から構成されております。よって、当社グループが取組むM&A案件が成約しなかった場合、当社グループの収益は減少することになります。当社グループは基礎報酬により会社経営に必要な固定費を概ねカバーできる体質となっておりますが、当社グループの収益性は成功報酬の多寡に大きく依存し、事業分野の多角化された大手金融機関と比較し、そのボラティリティは大きなものとなっております。

販売先の構成について

当社グループは、「For Client's Best Interest」という経営理念を忠実に履行し、提供するサービスの品質を重視していることから、クライアント(販売先)数は、設立以降、着実に増加しております。当社グループのクライアントはグローバルにビジネス展開を行っている大手企業が中心となっております。また、M&A市場の拡大と有料会員組織であるGCAクラブの会員増加などを図っていることにより、クライアント数は今後拡大してくるものと予想しております。一方で、当社グループの収益の大半は、個別のM&A案件毎に締結される業務契約によるものであり、長期にわたるリテイナー契約によるものではありません。よって、当社グループの収益性は長期にわたり確保されたものではありません。上記予想に反した場合には販売先の拡大を図ることができず、当社グループの収益性が低下するリスクを内在しております。

(二)情報漏洩等に関するリスクについて

当社グループの事業にとって、企業情報並びに個人情報の管理は非常に重要であります。当社グループが保有する情報へのアクセス許可者の制限、外部侵入防止のためのセキュリティシステムの採用等、情報管理体制の強化及び定期的な社内研修により、漏洩防止策を図っております。しかしながら、何らかの原因により顧客情報が流出した場合、当社グループは信用を失うこととなり、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、情報漏洩に限らず、従業員による法令違反行為やクライアントとの契約に違反する行為によって当社グループの評判・信用を毀損し、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) インサイダー取引について

当社グループは、役職員による株式取引など、個別企業を対象とした資金運用取引を規制しております。しかしながら、大手金融機関においてもルール違反によるインサイダー取引が稀に発生し、大きな問題となっております。万が一、当社グループにおいて同様の問題が発生した場合、独立系M&Aアドバイザリーファームとして築き上げたクライアントとの信頼関係に甚大なダメージが発生いたします。また、当社グループはM&Aアドバイザリー事業及びその周辺事業に特化しているため、かかる問題が生じた場合、当社グループの経営に与える影響度は多角化された大手金融機関と比較し一層大きなものとなる可能性があります。

(へ) 今後の事業展開について

メザニンファンドについて

当社の子会社であるMCo株式会社は、MBO等の様々なM&A案件においてメザニン投資を行うファンドとして、複数の機関投資家との間で投資事業有限責任組合契約等を締結し、日本初の本格的な独立系メザニンファンドを運営して参りました。同社は日本におけるメザニンファイナンス市場の飛躍的拡大に大きく貢献するものと期待しておりますが、新規参入による競争激化等によりファンドからの投資が進まなかった場合、当社グループの経営成績その他に影響を及ぼす可能性があります。

利益相反が生じた場合の影響について

MC o 株式会社は、M & A 案件に係る資金調達においてメザニン投資を行う投資事業組合の運営・管理をしております。当社グループとしましては、独立系M & A ファームとして高度に専門化された当社が行うM & A アドバイザリー業務とM C o 株式会社が行うメザニン投資資金提供者としての業務が相乗効果を発揮し、当社グループの業績拡大に多大な貢献をするにとどまらず、クライアントにとっても効率性を高め非常に価値の高いものになると考えております。しかしながら、グループ内に資金提供機能を保有することから、アドバイザーとしての当社グループが案件成立に対する有利な立場を利用してクライアントの利益よりも当社又はM C o 株式会社が運営するファンドに有利なスキームを構築することなどを懸念し、クライアントがスキームの中立性を確保するために当社グループ以外のアドバイザーを起用する可能性があります。このような場合、当社が相乗効果を生むと考えている 2 つの事業が利益相反となり、M & A アドバイザーとしてのビジネス機会を喪失することが考えられます。

(ト)ストックオプションの行使による株式の希薄化について

当社グループは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する役職員の士気を一層高めること等を目的として、ストックオプション(新株予約権)を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。当社グループは、上記目的のもとに今後も役職員に対して新株予約権の付与を行うことを検討しておりますが、当該新株予約権の付与は、株式価値の希薄化を招く可能性があります。

(チ)海外での事業活動及び為替レートの変動

海外での事業活動には、通常、予期しない法律や規制の変更、産業基盤の脆弱性、人材の採用・確保の困難など、経済的に不利な要因の存在または発生、テロ・戦争・その他の要因による社会的又は政治的混乱などのリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化することによって、当社グループの海外での事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び将来計画に影響を与える可能性があります。また、当社グループの海外事業の現地通貨建の項目は、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。短期及び中長期の予測を超えた為替変動が当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1.経営成績等の状況の概要

(1)経営成績等の状況

当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標(以下「Non-GAAP指標」といいます。)及びIFRS に基づく指標(以下「IFRS指標」といいます。)の双方によって、連結経営成績を開示いたします。

Non-GAAPに基づく営業利益(以下「Non-GAAP営業利益」といいます。)は、IFRSに基づく営業利益(以下「IFRS 営業利益」といいます。)から、当社グループが定める非経常的な項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP 指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。

当連結会計年度の経営成績(Non-GAAPベース)

2018年12月期の連結業績(2018年1月1日~2018年12月31日)

Non-GAAPベースの連結経営成績

(%表示は、対前期増減率)

	売上収	は益	営業利	J益	税引前	利益	当期利		親会社の所帰属する当	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2018年12月期	26,690	35.0	3,855	98.8	3,868	104.2	2,854	110.0	2,814	114.9
2017年12月期	19,769	-	1,939	-	1,894	-	1,359	-	1,309	-

	基本的 1 株当たり 当期利益	希薄化後 1 株当たり 当期利益
	円 銭	円 銭
2018年12月期	75.09	66.84
2017年12月期	35.89	34.02

当連結会計年度における世界のM&A(*)市場は、完了案件数は前年同期比6%減少したものの、金額は前年同期比16%の増加となりました。市場推移を見ますと、日本の完了案件数は前年同期比で10%増加しましたが、金額ではほぼ横這い、米国の完了案件数は前年同期比で5%減少したものの、金額では27%の増加、EMEAの完了案件数は前年同期比で10%減少したものの、金額では17%の増加となっております(トムソンロイター調べ)。件数ベースでは減少しているものの金額ベースで増加しているのは武田薬品工業によるシャイアー買収など超大型案件が市場を牽引したことによります。

このように件数ベースでは減少した市場環境ではありますが、当社グループのアドバイザリー事業の売上収益は日本地域、米国地域及び欧州地域の3地域全てにおいて前年同期比で大幅に増加し、アドバイザリー事業全体では前年同期比36%の増加となりました。

とりわけ、2016年7月の経営統合によりグローバルプラットフォームを得た欧州地域の業績は引き続き堅調であり、大型案件の成約数が前連結会計年度と比較し50%超増加したことから、売上収益が大幅に増加いたしました。

日本地域のアドバイザリー事業においても、メガ案件(*)を含む複数の大型案件がクローズしたことにより前年同期比で売上が増加しております。米国においても同様に得意分野であるテクノロジー関連を中心にクロージング(*)を迎えた大型案件が増加したことから、前年同期比で売上収益が増加いたしました。

また、当社グループ全体の営業利益についても、上記3地域における売上収益の増加が寄与し前年同期比99% 増と大幅に増加しております。

受注に関しては、日本地域、米国地域ともに新規受注が堅調に推移しているほか、欧州地域においても、事業 承継を得意とするGCA Altiumが2016年の当社グループとの経営統合によりグルーバルに買手候補へのアクセスが 可能となったことから、売り案件の受注増加が継続しております。

そのため、受注残についても、当第4四半期にてメガ案件を含む多数の大型案件のクロージングがあったにもかかわらず、グローバル全体で引き続き高水準を維持しております。

こうした経営環境の中で当社グループでは、クライアントにとって最善のM&A案件を提案・成約する機能をさらに強化するため、海外現地法人及び国内事務所を設立しております。2018年度においては、台湾及びベトナムに現地法人、国内でも名古屋事務所を開設いたしました。これにより成長著しいアジア地域において、4か国6拠点に20人超のプロフェッショナルを配置し、東京本社のアジアチームとともに日本企業のアジアでのM&Aやアジア進出を強力にサポートする体制が整いました。

また、今後も継続して地域に根差した提案を強化するため、フランスに現地法人、英国のリーズに現地事務所、福岡に国内事務所を開設する予定であり、引き続き各地域にてサポート体制の強化に取り組んでまいります。

以上により、当連結会計年度の業績は、Non-GAAPベースで売上収益26,690百万円(前連結会計年度比35.0%増)、営業利益3,855百万円(同98.8%増)、税引前利益3,868百万円(同104.2%増)、当期利益2,854百万円(同110.0%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益2,814百万円(同114.9%増)となりました。

また、当連結会計年度末における資産合計は33,853百万円(前連結会計年度末比4,797百万円増)、負債合計は12,563百万円(同4,059百万円増)、資本合計は21,289百万円(同738百万円増)となりました。

Non-GAAP指標からIFRS指標への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP指標にて調整される非経常的な項目には、GCA Altiumとの経営統合により発生した株式報酬費用375百万円を含めております。Non-GAAP営業利益からIFRS営業利益への調整は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	2018年12月期	2017年12月期	前期比	増減率(%)
Non-GAAP営業利益	3,855	1,939	1,916	98.8
非経常的な項目	375	41	334	-
IFRS営業利益	3,479	1,898	1,581	83.3

また、当社グループはアセットマネジメント(*)事業においてメザニン(*)ファンドを運営しております。当連結会計年度末におけるファンド投資残高は以下のとおりです。

(メザニンファンド投資残高)

	営業投資	有価証券	営業賃	資付金	合	計
当期末	件	百万円	件	百万円	件	百万円
ファンドによる投資(件数・金額)	3	7,500	5	19,207	7	26,708

- 注) 営業投資有価証券及び営業貸付金双方の投資を実施している投資先が1件存在する為、投資先合計件数 は7件となります。
- 注)(*)につきましては下記の用語集を参照願います。

(用語集)

以下につきましては、本文中に記載の用語を中心に、関連する用語についても記載しております。

- 1.M&A・・・Merger and Acquisitionの略。企業買収や合併等の総称。
- 2.パイプライン・・・受注した進行中のM&A案件のこと。
- 3.クロスボーダー案件・・・国境を越えて行われる企業のM&A案件のこと。国内企業同士で行われるM&Aに比べて、地理的な距離の問題や、法律、税制や文化、商慣行の相違のためにより難易度の高い案件となることが多い。
- 4.シニアバンカー・・・M&Aアドバイザーの中でも特に経験豊富で専門性が高く、かつ案件獲得の中心となる人材のこと。
- 5. ブティックファーム・・・独立系M&Aアドバイザリー専業会社のこと。
- 6.クロージング・・・M&A案件完了のこと。買収案件の場合、買収契約書の実行を指し、買手から売手に対して買収対価が支払われ、売手は買手に対し買収対象を引き渡す。

- 7.アセットマネジメント・・・投資家に代わって資産の効率的な運用を行う業務のこと。また、投資家から資金を集い、出資を行うことを目的とした組合をファンド(投資事業組合)という。
- 8.メザニン・・・メザニン (Mezzanine)とは「中二階」の意味であり、メザニンファイナンスは、シニアローン (通常融資)とエクイティ(普通株式)の中間に位置する資金調達方法をいう。
- 9. テック・・・テクノロジーの略
- 10.フィンテック・・・金融(finance)と技術(technology)を組み合わせた造語。スマートフォンを使う決済、人工知能(AI)などの最新技術を駆使した金融サービスを指す。
- 11. プライベート・キャピタル・・・ベンチャー企業への資金調達アドバイス事業。
- 12. ファンドサポート事業・・・プライベート・エクイティ(投資ファンド)やベンチャー・キャピタル・ファンドへの資金調達アドバイス事業。
- 13. IoT(インターネット・オブ・シングス)・・・様々な「物」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。
- 14. メガ案件・・・報酬金額10億円以上のM&A案件のこと(当社での呼称)。

当連結会計年度における報告セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

<アドバイザリー事業>

アドバイザリー事業におきましては、前述のとおり、売上収益が日本地域、米国地域及び欧州地域の3地域全てにおいて前年同期比で大幅に増加いたしました。とりわけ、2016年7月の経営統合によりグローバルプラットフォームを得た欧州地域の業績は引き続き堅調であり、大型案件の成約数が前連結会計年度と比較し50%超増加したことから、売上収益が大幅に増加いたしました。日本地域においても、メガ案件を含む複数の大型案件がクローズしたことにより前年同期比で売上収益が増加しております。米国地域においても同様に得意分野であるテクノロジー関連を中心にクロージングを迎えた大型案件が増加したことから、前年同期比で売上収益が増加いたしました。

この結果、売上収益は26,086百万円(前連結会計年度比36.3%増)となりました。売上収益を所在地別に見ると、日本においては7,055百万円(同17.7%増)、米国においては7,477百万円(同60.6%増)、欧州においては11,331百万円(同33.6%増)、その他地域においては221百万円(前連結会計年度5百万円)となりました。これにより、売上収益から売上原価・販売費及び一般管理費を控除したセグメント利益は3,348百万円(前連結会計年度比98.5%増)となりました。

<アセットマネジメント事業>

アセットマネジメント事業におきましては、MCo株式会社が運営するファンドにおける管理報酬等の減少により、売上収益は604百万円(前連結会計年度比4.3%減)、セグメント利益は151百万円(同19.5%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は15,829百万円(前連結会計年度末は 12,724百万円)となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は5,418百万円(前連結会計年度は3,385百万円の収入)となりました。これは主に、税引前利益3,493百万円を計上したこと及び、営業債権及びその他の債権の増加額が2,431百万円、その他の流動負債の増加額が4,175百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果支出した資金は521百万円(前連結会計年度は305百万円の支出)となりました。これは主に、長期貸付けの実行による支出が325百万円、有形固定資産の取得による支出が259百万円あったことによるものであります。なお、今後予定する重要な資本的支出はありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は1,214百万円(前連結会計年度は1,894百万円の支出)となりました。これは主に、配当金の支払額が1,333百万円あったことによるものであります。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	前年同期比(%)
アドバイザリー事業(百万円)	26,086	136.3
アセットマネジメント事業 (百万円)	604	95.6
合計(百万円)	26,690	135.0

- (注)1.金額はセグメント間の内部相殺前の数値によっております。
 - 2.総販売実績に対する割合が10%を超える販売先はございません。
 - 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 . 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討結果は次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

詳細につきましては、「第5[経理の状況]1[連結財務諸表等](1)[連結財務諸表]連結財務諸表注記」に記載しております。

(2) 財政状態の状況に関する分析・検討内容

当連結会計年度末における資産合計は33,853百万円(前連結会計年度末比4,797百万円増)となりました。その主な要因は、売上収益の増加等に伴う現金及び現金同等物の増加額3,104百万円、営業債権及びその他の債権の増加額2,338百万円及びのれんの為替換算に伴う減少額790百万円によるものであります。なお、報告セグメント別の内訳は、アドバイザリー事業33,182百万円、アセットマネジメント事業676百万円(セグメント間調整 6百万円)であり、90%超がアドバイザリー事業に属するものであります。

当連結会計年度末における負債合計は12,563百万円(同4,059百万円増)となりました。その主な要因は、未払 賞与等を含むその他の流動負債の増加額3,698百万円によるものであります。

当連結会計年度末における資本合計は21,289百万円(同738百万円増)となりました。その主な要因は、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上2,439百万円、配当金の支払1,330百万円、のれんの為替換算等に伴うその他の資本の構成要素の減少500百万円、増資に伴う資本金及び資本剰余金の増加90百万円によるものであります。

(3) 経営成績の状況に関する分析・検討内容

売上収益

当社グループでは、主な成長性及び収益性の指標として、売上収益を経営指標としております。アドバイザリー事業におきましては、売上収益が日本地域、米国地域及び欧州地域の3地域全てにおいて前年同期比で大幅に増加いたしました。とりわけ、2016年7月の経営統合によりグローバルプラットフォームを得た欧州地域の業績は引き続き堅調であり、大型案件の成約数が前連結会計年度と比較し50%超増加したことから、売上収益が大幅に増加いたしました。日本地域においても、メガ案件を含む複数の大型案件がクローズしたことにより前年同期比で売上収益が増加しております。米国地域においても同様に得意分野であるテクノロジー関連を中心にクロージングを迎えた大型案件が増加したことから、前年同期比で売上収益が増加いたしました。

この結果、売上収益は26,086百万円(前連結会計年度比36.3%増)となりました。売上収益を所在地別に見ると、日本においては7,055百万円(同17.7%増)、米国においては7,477百万円(同60.6%増)、欧州においては11,331百万円(同33.6%増)、その他地域においては221百万円(前連結会計年度5百万円)となりました。

アセットマネジメント事業におきましては、MCo株式会社が運営するファンドにおける管理報酬等の減少により、売上収益は604百万円(前連結会計年度比4.3%減)となりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上収益は26,690百万円(同35.0%増)となりました。

営業利益

売上原価及び販売費及び一般管理費は、主に賞与を含む人件費の増加により、それぞれ20,148百万円(前連結会計年度比5,108百万円増)、3,042百万円(同188百万円増)となりました。上記にその他の営業収益6百万円及びその他の営業費用26百万円を計上した結果、営業利益は3,479百万円(同83.3%増)となりました。なお、営業利益に株式報酬費用を加算した金額は4,070百万円となりました。

当期利益

金融収益は前連結会計年度とほぼ同水準の15百万円(前連結会計年度比1百万円減)、金融費用は評価損計上がなくなったことにより2百万円(同59百万円減)となりました。これに法人所得税費用1,013百万円を計上した結果、当期利益は2,479百万円(同88.1%増)となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益

非支配持分に帰属する当期利益39百万円を計上した結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,439百万円 (前連結会計年度比92.3%増)、基本的1株当たり当期利益は64円17銭となりました。

(4) 経営成績等に重要な影響を与える要因及び対応

経営成績等に重要な影響を与える要因については、「第2[事業の状況]2[事業等のリスク]」に記載のとおり、経営環境、事業体制等、様々な要因があります。そのため、当社グループは、クライアントに対して全ての地域においてクロスボーダーM&Aの提案・実行ができる人材の採用・育成等、様々な手段を用いてサービスの品質向上を図ることにより、リスク要因に対し適切に対応を行ってまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金途は主として人材への投資であり、重要な資本的支出はありません。また、必要資金は原則として自己資金により調達しております。

資金の流動性の分析については、「第2[事業の状況]3[経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析][1.経営成績等の状況の概要](2)[キャッシュ・フローの状況]」に記載のとおりであります。

3.並行開示情報

連結財務諸表規則(第7章及び第8章を除く。以下、「日本基準」)により作成した要約連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、日本基準により作成した当連結会計年度の要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第 1項の規定に基づく監査を受けておりません。

要約連結貸借対照表(日本基準)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産	15,866	21,157
固定資産		
有形固定資産	1,253	1,180
無形固定資産	9,044	7,080
投資その他の資産	1,222	2,248
固定資産合計	11,520	10,509
資産合計	27,387	31,666
負債の部		
流動負債	7,515	11,650
固定負債	669	716
負債合計	8,185	12,367
純資産の部		
株主資本	16,773	14,812
その他の包括利益累計額	1,483	581
新株予約権	796	3,716
非支配株主持分	148	188
純資産合計	19,201	19,299
負債純資産合計	27,387	31,666

要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書(日本基準) 要約連結損益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	19,754	26,654
売上原価	14,888	22,487
売上総利益	4,865	4,166
販売費及び一般管理費	4,142	4,354
営業利益又は営業損失()	723	187
営業外収益	85	22
営業外費用	39	36
経常利益又は経常損失()	769	202
特別損失	94	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 ()	674	202
法人税等合計	536	479
当期純利益又は当期純損失()	137	681
非支配株主に帰属する当期純損失()	49	39
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	87	721

要約連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	137	681
その他の包括利益合計	992	901
包括利益	1,129	1,582
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,079	1,622
非支配株主に係る包括利益	49	39

要約連結株主資本等変動計算書(日本基準)

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本	その他の包括利益 累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	18,560	490	677	99	19,828
当期変動額合計	1,787	992	118	49	626
当期末残高	16,773	1,483	796	148	19,201

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本	その他の包括利益 累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	16,773	1,483	796	148	19,201
当期変動額合計	1,960	901	2,919	39	97
当期末残高	14,812	581	3,716	188	19,299

要約連結キャッシュ・フロー計算書(日本基準)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,366	5,418
投資活動によるキャッシュ・フロー	305	521
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,875	1,214
現金及び現金同等物に係る換算差額	267	577
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,451	3,104
現金及び現金同等物の期首残高	11,237	12,724
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	34	-
現金及び現金同等物の期末残高	12,724	15,829

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更(日本基準)

前連結会計年度(自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)

当連結会計年度中において、GCAテクノベーション株式会社及びGCA Singapore Private Limitedは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度(自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)

連結の範囲に関する事項

当連結会計年度中において、GCA Taiwan Co.,Ltd.及びGCA Vietnam LLC.を子会社として設立し、連結の範囲に含めております。

4 . 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 41.初度適用」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(のれんの償却)

日本基準ではのれんは計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却しておりましたが、IFRS では償却を行わず、毎期減損テストを実施しております。この影響により、IFRSでは日本基準に比べて「販売費及び一般管理費」が1,316百万円減少しております。

(ストックオプションの評価)

日本基準ではRSUストック・オプションの付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の 見積数に重要な変動が生じた場合、見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な 評価額に基づき、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期の損益 として計上し、その他の有償ストック・オプションについては費用を認識しておりません。

IFRSでは権利確定条件以外の条件が付されたストック・オプションについては、権利確定条件以外の条件をストック・オプション付与日の公正価値の測定に反映し、権利確定条件の付されたストック・オプションのうち株式市場条件以外の条件が付されたストック・オプションについては、株式市場条件以外の条件を反映した権利が確定すると見込まれる数及び公正価値に基づいて測定した金額を費用処理しております。このため、日本基準で権利確定条件以外の条件が付されたストック・オプションの付与日から権利確定日の直前までの間に計上した損益の取消を行うとともに、権利確定条件の付されたストック・オプションのうち株式市場条件以外の条件が付されたストック・オプションの移行日以降の株式市場条件以外の条件を反映した権利が確定すると見込まれる数及び公正価値に基づいて測定した金額を費用として認識しております。この影響により、IFRSでは日本基準に比べて「販売費及び一般管理費」が2,330百万円減少しております。

- 4 【経営上の重要な契約等】 該当事項はありません。
- 5 【研究開発活動】 該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備として、賃借している以下のものがあります。

(1) 提出会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (名)	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
本社 (東京都千代田区)	アドバイザリー事業	事務所(賃借)	132	237

⁽注)従業員数は本社事業所の就業人員であります。

(2) 国内子会社

2018年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (名)	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
MCo㈱ (東京都中央区)	アセットマネジメント事業	事務所(賃借)	10	18

⁽注)従業員数は事業所の就業人員であります。

(3) 在外子会社

2018年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	従業員数 (名)	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
GCA Savvian, LLC.	サンフランシスコ事務所 (米国カリフォルニア州)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	35	207
GCA Savvian, LLC.	ニューヨーク事務所 (米国ニューヨーク州)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	41	139
GCA Altium Corporate Finance Ltd.	ロンドン事務所 (英国ロンドン)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	30	35
GCA Altium Corporate Finance Ltd.	マンチェスター事務所 (英国マンチェスター)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	28	14
GCA Altium AG (Switzerland)	チューリッヒ事務所 (スイスチューリッヒ)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	21	64
GCA Altium AG(Germany)	ミュンヘン事務所 (ドイツミュンヘン)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	26	47
GCA Altium AG(Germany)	フランクフルト事務所 (ドイツフランクフルト)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	29	64
GCA Altium s.r.l.	ミラノ事務所 (イタリアミラノ)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	13	16

⁽注)従業員数は各事業所の就業人員であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,599,200
計	114,599,200

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年 3 月28日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	38,961,752	38,961,752	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	38,961,752	38,961,752	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、2019年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

GCA株式会社第4回新株予約権

決議年月日	2010年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及 び従業員177名
新株予約権の数(個)	18,399
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)4	普通株式 1,839,900
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、4	1 株当たり 899
新株予約権の行使期間	自 2011年3月11日 至 2020年3月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注)4	発行価格 990 資本組入額 495
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1.発行日後、次の()又は()の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる
 - () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

() 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、 新株予約権の行使の場合を除く。)。

2.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2011年12月期乃至2014年12月期のいずれかの事業年度末におけるROEが20%以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ROEは、当社が金融商品取引法に基づき提出した2011年12月期乃至2014年12月期の各有価証券報告書に記載された連結財務諸表における当期純利益を株主資本合計で除して計算されるものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2 に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

- () 新株予約権の行使の条件
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得条項
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2 に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。
- 4.2012年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2013年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を 行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」 及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

G C A 株式会社第 6 回新株予約権

決議年月日	2012年 2 月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役及び従業員33名
新株予約権の数(個)	6,166
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) (注)4	普通株式 616,600
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1、4	1 株当たり 1,015
新株予約権の行使期間	自 2013年2月15日 至 2021年3月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) 、(注)4	発行価格 1,101 資本組入額 551
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1.発行日後、次の()又は()の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使 価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

() 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)。

調整 前
 行使価額既発行株式数 + 時 価
 5 円
 6 円
 5 円
 5 円
 6 円
 6 円
 7 円
 7 円
 6 円
 6 円
 7 円
 8 円
 9 円

2.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2012年12月期乃至2015年12月期のいずれかの事業年度末におけるROEが20%以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ROEは、当社が金融商品取引法に基づき提出した2012年12月期乃至2015年12月期の各有価証券報告書に記載された連結財務諸表における当期純利益を株主資本合計で除して計算されるものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2 に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

- () 新株予約権の行使の条件
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- () 新株予約権の取得条項
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。
- 4.2012年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2013年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を 行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」 及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

G C A 株式会社第 7 回新株予約権

決議年月日	2013年5月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及 び従業員132名
新株予約権の数(個)	1,283,525
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,283,525
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	1 株当たり 1,225
新株予約権の行使期間	自 2014年4月1日 至 2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,239 資本組入額 620
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1.発行日後、次の()又は()の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる

	順領制型以] こいし。)により、制型とれるものとし、制型により主する 1 木側の蝋奴はこれを切
	ర .
() 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

調整前行使価額

分割・併合の比率

() 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)。

2.新株予約権の行使の条件

調整後行使価額

- (1) 当社の2013年12月期乃至2018年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年12月期乃至2018年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

() 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2 に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

- () 新株予約権の行使の条件
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- () 新株予約権の取得条項
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

G C A 株式会社第 8 回新株予約権

決議年月日	2013年 5 月 1 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業 員31名
新株予約権の数(個)	1,090,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,090,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	1 株当たり 1,225
新株予約権の行使期間	自 2014年4月1日 至 2023年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,239 資本組入額 620
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.	発行日後、次の()又は())の事由が生ずる場合、	行使価額は、	それぞれ次に定める算	式(以下「彳	亍使
	価額調整式」という	う。) により、	調整されるものとし、	調整により生	ぎずる1円未満の端数は	これを切り」	上げ
	ス						

()	当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。	
	1	

() 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)。

2.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2013年12月期乃至2018年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年12月期乃至2018年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

() 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2 に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

- () 新株予約権の行使の条件
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- () 新株予約権の取得条項
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

G C A 株式会社第 9 回新株予約権

決議年月日	2014年 2 月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及 び従業員122名
新株予約権の数(個)	973,575
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 973,575
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	1 株当たり 815
新株予約権の行使期間	自 2015年4月1日 至 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 833 資本組入額 417
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1.発行日後、次の()又は()の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

() 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)。

2.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2014年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年12月期乃至2019年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

() 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2 に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

- () 新株予約権の行使の条件
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- () 新株予約権の取得条項
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

G C A 株式会社第10回新株予約権

決議年月日	2014年 2 月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業 員35名
新株予約権の数(個)	1,120,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,120,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)1	1 株当たり 848
新株予約権の行使期間	自 2015年4月1日 至 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 866 資本組入額 433
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)3

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1.発行日後、次の()又は()の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - () 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

() 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)。

2.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2014年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年12月期乃至2019年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

() 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2 に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

- () 新株予約権の行使の条件
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- () 新株予約権の取得条項
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

GCA株式会社RSU-1新株予約権

決議年月日	2016年 2 月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用 人110名
新株予約権の数(個)	9,828
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 982,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2017年2月23日 至 2026年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 687 資本組入額 344
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注) 2

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2016年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年12月期乃至2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結財務諸表に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 2.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの 場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」とい う。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予 約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合 併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1 に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

() 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

() 新株予約権の行使の条件

EDINET提出書類 G C A 株式会社(E05733) 有価証券報告書

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得条項

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

GCA株式会社RSU-2新株予約権

決議年月日	2016年 2 月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用 人24名
新株予約権の数(個)	10,350
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,035,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2017年 2 月23日 至 2020年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 687 資本組入額 344
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注) 2

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2016年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年12月期乃至2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結財務諸表に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 2.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの 場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」とい う。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予 約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合 併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- () 新株予約権の行使可能期間
 - 新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使の条件

EDINET提出書類 G C A 株式会社(E05733) 有価証券報告書

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得条項

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

() 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

GCA株式会社RSU-3新株予約権

	,				
決議年月日	2016年 9 月23日				
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用 人28名				
新株予約権の数(個)	8,737				
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 873,700				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1				
新株予約権の行使期間	自 2017年 2 月23日 至 2026年 3 月 8 日				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 568 資本組入額 284				
新株予約権の行使の条件	(注) 1				
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)2				

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2016年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年12月期乃至2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結財務諸表に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 2 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの 場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」とい う。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予 約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合 併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。 () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

() 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

() 新株予約権の行使の条件

EDINET提出書類 G C A 株式会社(E05733) 有価証券報告書

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得条項

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

GCA株式会社RSU-4新株予約権

決議年月日	2017年 5 月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用 人11名
新株予約権の数(個)	886,473
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 886,473
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2018年2月23日 至 2027年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 675 資本組入額 338
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注) 2

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2017年12月期乃至2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2017年12月期乃至2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結財務諸表に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 2 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

() 新株予約権の行使可能期間

新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。

() 新株予約権の行使の条件

EDINET提出書類 G C A 株式会社(E05733) 有価証券報告書

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得条項

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

GCA株式会社RSU-5新株予約権

決議年月日	2018年 6 月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用 人76名
新株予約権の数(個)	1,469,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,469,000
 新株予約権の行使時の払込金額(円) 	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 2019年2月23日 至 2028年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 679 資本組入額 340
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注) 2

当事業年度の末日(2018年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年2月28日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の2018年12月期または2019年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2018年12月期又は2019年12月期にかかる各有価証券報告書の連結財務諸表に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。
- 2.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点 において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの 場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」とい う。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予 約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合 併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合 に限るものとする。

- () 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- () 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- () 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記()に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- () 新株予約権の行使可能期間
 - 新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の 行使可能期間の満了日までとする。
- () 新株予約権の行使の条件

EDINET提出書類 G C A 株式会社(E05733) 有価証券報告書

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- () 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

() 新株予約権の取得条項

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- () 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合 これを切り捨てるものとする。

EDINET提出書類 G C A 株式会社(E05733) 有価証券報告書

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2014年1月1日~ 2014年12月31日 (注)1	2,348,076	26,325,224	62	588	62	213
2015年1月1日~2015年12月31日(注)2	774,528	27,099,752	740	1,328	740	953
2016年1月1日~2016年12月31日(注)3	11,621,700	38,721,452	1,125	203	900	53
2017年1月1日~2017年12月31日(注)4	131,450	38,852,902	55	258	55	108
2018年1月1日~2018年12月31日(注)4	108,850	38,961,752	45	304	45	154

- (注) 1.新株予約権の行使による増加126,900株及び自己株式の消却による減少2,474,976株によるものであります。
 - 2. 新株予約権の行使による増加1,427,750株及び自己株式の消却による減少653,222株によるものであります。
 - 3.株式交換による増加11,614,200株及び新株予約権の行使による増加7,500株であります。
 - 4.新株予約権の行使による増加であります。

(5)【所有者別状況】

2018年12月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)						単元未満株		
	政府及び地	金融商品取りる	その他の法	外国法人等		・個人その他	計	式の状況(株)	
	引業者 人	人	個人以外	個人					
株主数 (人)	-	26	31	68	70	34	8,928	9,157	-
所有株式数(単元)	-	58,472	8,510	2,068	187,054	53	133,403	389,560	5,752
所有株式数の割合 (%)	-	15.01	2.18	0.53	48.02	0.01	34.24	100.00	-

- (注)1.自己株式888,901株は、「個人その他」に8,889単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。
 - 2.「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2018年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
AGCA HOLDINGS LIMITED	ジャージー島	10,029,985	26.34
渡辺 章博	東京都世田谷区	3,735,600	9.81
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン	2,943,913	7.73
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)取締役 社長 田中嘉一	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,683,900	7.05
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	2,072,514	5.44
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)取締役社 長 伊藤尚志	 東京都港区浜松町2丁目11-3 	1,202,600	3.16
加藤 裕康	東京都世田谷区	600,500	1.58
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	 英国ロンドン 	555,461	1.46
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	アイルランドダブリン	443,400	1.16
野村信託銀行株式会社(信託 口)執行役社長 木村賢治 NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE	 東京都千代田区大手町2丁目2-2 	400,000	1.05
UKDP AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	英国ロンドン	400,000	1.05
計	-	25,067,873	65.84

- (注)1.当社の欧州役職員は、当社株式をAGCA HOLDINGS LIMITEDにて保有しております。
 - 2. 当社の米国役職員は、当社株式をBank of America Merrill Lynchのオムニバス口座(複数の者による総合勘定)にて保有しており、株主名簿上はMLPFS CUSTODY ACCOUNTとして表記されております。
 - 3. 当社取締役(監査等委員)の米正剛は、当社株式400,000株を野村信託銀行株式会社に信託しており、株主名簿上は同社の名義で記載されております。
 - 4. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式2,683,900株のうち、信託業務に係る株式数は、2,224,700株であります。
 - 5. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数1,202,600株のうち、信託業務に係る株式数は、780,300株であります。

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 888,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,067,100	380,671	-
単元未満株式	普通株式 5,752	-	-
発行済株式総数	38,961,752	-	-
総株主の議決権	-	380,671	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。 また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
GCA株式会社	東京都千代田区 丸の内1 - 11 - 1	888,900	-	888,900	2.28
計	-	888,900	-	888,900	2.28

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1	1,317
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	•	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	888,901	-	888,901	-

3【配当政策】

当社は、クライアントに株主重視を推奨する独立系M&A専業アドバイザリーファームであり、当社自身として株主への利益還元を重視し、配当と自社株買いで100%の株主還元を基本方針としております。当社の定款において年2回の配当基準日(6月30日及び12月31日)を定めており、中間配当(6月30日)及び期末配当(12月31日)による年2回の剰余金の配当を行うことにしております。

当事業年度の配当につきましては、中間配当1株当たり17円50銭、期末配当1株当たり17円50銭の合計35円とすることを予定しております。

また、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」 旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	
2018年 7 月31日 取締役会決議	665	17.5	
2019年 2 月14日 取締役会決議	666	17.5	

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月
最高(円)	1,237	2,034	1,229	1,175	1,164
最低(円)	747	1,084	713	788	630

⁽注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
月別	2018年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	893	892	961	999	927	815
最低(円)	815	910	871	842	765	630

⁽注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役名	12名 女性	氏名	カラら女性の比率/ 		任期	所有株式数	
1又有	+18.10	以右	土サ月口		略歴	工規	(株)
代表取締役	マネージングディレクター	渡辺 章博	1959年 2 月18日生	Co. 入所 1990年7月 同所 1994年7月 KPMC 取締 2002年10月 神戸 任(2004年4月 GC (年) 2008年3月 GC (株) ネー 2014年4月 アンン株 2014年4月 アンン株 2015年12月 マル 2017年3月 GCA Priv 2018年3月 GCA 役款 2018年3月 GCA	t Marwick Mitchell & (現KPMG LLP)ニューヨーク事務所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	(注)3	3,735,600
取締役	マネージングディレクター	トッド・ジェ イ・カーター	1963年 9 月29日生	1988年1月 Smit Glot 1991年5月 McKi 1993年1月 Robe 2001年4月 同社 2003年7月 Savv Advi ター 2008年3月 G C ㈱) ジン 2016年7月 Prov 就任	th Barney (現Citigroup bal Markets Inc.) 入社 insey & Company入社 ertson Stephens, Inc. 入社 社プレジデント就任 vian Advisors, LLC. (現GCA isors, LLC.) マネージングディレクー就任(現任) こ A サヴィアングループ㈱(現GC A は設立 取締役パートナー(現マネー・グディレクター) 就任(現任) vidence Service Corporation取締役 E(現任)	(注) 3	1,478,079 (注)6、7
取締役	マネージン グディレク ター	ジェフェ リー・ディ・ バルドウィン	1965年 2 月 2 日生	社 1989年2月 Morg 1992年5月 Salo 社 1998年11月 Morg マネ 2003年7月 Savv Advi ター 2009年9月 GC ㈱) 任(gan Grenfell M&Aグループ入社 omon Smith Barney 投資銀行部門入 gan Stanley M&Aグループ入社 同社 スージングディレクター就任 vian Advisors, LLC. (現GCA isors, LLC.) マネージングディレクー就任 (現任 こ A サヴィアングループ(株) (現G C A 取締役マネージングディレクター就 ! 現任) fy Square, Inc. Non-Executive irman就任 (現任)	(注) 3	249,953 (注)6

<u> </u>	T	I		1			[]
役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	マネージングディレクター	フィル・アダムス	1967年3月6日生	1996年11月 2010年10月	Arthur Andersen 入社 Altium Corporate Finance Group Limited (現GCA Altium Corporate Finance Limited) 入社 同社CEO就任(現任) 当社取締役マネージングディレクター就 任(現任)	(注) 3	935,660 (注)8
取締役	マネージングディレクター	サッシャ・ ファイファー	1974年3月5日生	2000年8月2005年4月2005年5月2013年2月2016年7月	Allianz Global Investors (fka Deutscher Investment Trust) 入社 Close Brothers 入社 Close Brothers Corporate Finance (現 DC Advisory)入社 DC Advisory マネージングディレク ター就任 Altium Corporate Finance Group Limited (現GCA Altium Corporate Finance Limited)マネージングディレク ター就任 (現任) 当社取締役マネージングディレクター就 任 (現任)	(注) 3	1,055,661 (注)8
取締役		アレクサン ダー・エム・ グルンワルド	1972年 4 月11日生	1998年1月2003年1月2003年2月	Chiquita Colton PGD Austria 設立 March Fifteen 共同設立 Altium Capital(現GCA Altium Limited)入社 Altium Corporate Finance Group Limited (現GCA Altium Corporate Finance Limited)マネージングディレク ター就任(現任) 当社取締役マネージングディレクター就 任(現任)	(注) 3	1,158,581 (注)8
取締役	マネージングディレクター	野々宮 律子	1961年11月28日生	1997年4月 2000年11月 2005年1月 2008年7月 2013年4月 2013年12月 2015年1月	ピート・マーウィック・メイン会計事務所(現KPMG LLP)入社 KPMGコーポレイトファイナンス㈱パートナー就任 UBSウォーバーグ証券会社(現UBS証券会社)入社 同社マネージングディレクター就任 GEキャピタルアジアパシフィック シニアバイスプレジデント ビジネスディベロップメント・リーダー就任日本GE㈱ GEキャピタルジャパン 専務執行役員 事業開発本部長就任GCAサヴィアン㈱(現GCA㈱)入社 マネージングディレクター就任(現任) GCAサヴィアン㈱(現GCA㈱)執行役員(日本リージョン)就任(現任)	(注) 3	-

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				1	モルガン・スタンレー入社		
				1	Into Networks入社		
	マネージン	 ジョン・エ		2004年4月	Savvian Advisors, LLC. (現GCA		
取締役	グディレク	フ・ランブロ	1965年7月14日生		Advisors,LLC.)入社 ディレクター就任	(注)3	45,999
		_Z		2007年1月	同社マネージングディレクター就任 デ	` ´	(注)6
				0040/5 2 17	ジタルメディア責任者(現任)		
				2018年3月	当社取締役マネージングディレクター就		
				1007年 4 日	任(現任) 日本電信電話㈱ データ通信事業本部		
				1907年4月	(現株)エヌ・ティ・ティ・データ)入社		
				2000年1日	ドレスナー・クラインオート ベンソン		
				2000-173	証券会社 東京支店入社		
				2006年6月	UBS証券会社 東京支店(現UBS証		
					券(株))入社		
10000000	マネージン			2013年11月	G C A サヴィアン(株)(現 G C A(株))入		
取締役 	グディレク	井田明一	1964年7月23日生		社 マネージングディレクター就任(現	(注)3	-
	ター				任)		
				2017年3月	当社執行役員(日本リージョン)就任		
					(現任)		
				2017年3月	アンプリア㈱(現GCAテクノベーショ		
					ン(株) 取締役就任(現任)		
				1	同社代表取締役就任(現任)		
					当社取締役就任(現任)		
					T D K (耕入社 同社取締役人事教育部長就任		
					同位取締役人事教育部長別任 同社取締役専務執行役員アドミニストレ		
				2000年 0 月	イショングループジェネラルマネー		
					ジャー就任		
				2008年3月	GCAサヴィアングループ㈱(現GCA		
					(株) 設立 社外監査役就任		
				2008年10月	J V C・ケンウッド・ホールディングス		
					(株)(現株)JVCケンウッド) 社外取締役		
					就任		
				2009年6月	同社取締役執行役員常務就任		
				2011年3月	SBSホールディングス㈱ 社外監査役		
					就任		
					帝京大学経済学部経営学科教授就任		
 取締役				2015年3月	SBSホールディングス(株) 社外取締役		
(常勤監査		 岩﨑 二郎	1945年12月 6 日生	004575 4 17	就任(現任)	(注)4	4,500
等委員)				2015年4月	GCAサヴィアン㈱(現GCA㈱) 常	` ´	·
				2015年 4 日	勤監査役就任 基師亜(上海)投資諮詢有限公司 監事		
				2015年4月	就任(現任)		
				2016年3日	当社取締役(常勤監査等委員)就任(現		
				-0.0 + 3/3	任)		
				2016年6月	ルネサスエレクトロニクス(株) 社外取締		
					役就任(現任)		
				2017年3月	GCA FAS(株) 監査役就任(現任)		
				2017年3月	MCo㈱ 監査役就任(現任)		
				2017年3月	アンプリア㈱(現GCAテクノベーショ		
					ン株)) 監査役就任(現任)		
				2017年4月	GCA Singapore Pte.Ltd.取締役就任(現		
				.	任)		
				1	GCA Taiwan Co.,Ltd.監事就任(現任)		
				2018年4月	GCA Vietnam LLC. 監査役就任(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)		米 正剛	1954年7月8日生	1987年7月 1989年1月 2004年4月 2005年9月 2005年9月 2008年3月 2011年6月 2013年6月 2015年6月	弁護士登録 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律 事務所)入所 同事務所パートナー就任(現任) GCA㈱監査役就任(注)5 ㈱パンダイナムコホールディングス 取 締役就任 GCA㈱取締役就任(注)5 GCAサヴィアングループ㈱(現GCA ㈱)設立 取締役就任 (株パンダイナムコゲームス(現パンダイナムコエンターテインメント) 社外監 査役就任(現任) テルモ㈱ 社外監査役就任 テルモ㈱ 社外監御後就任(現任)	(注) 4	400,000 (注) 9
取締役 (監査等委員)		松嶋 宏	1945年8月8日生	1968年4月 1985年6月 1986年4月 1998年6月 2000年7月	当社取締役(監査等委員)就任(現任) (株住友銀行(現株三井住友銀行)入行住友ファイナンシャルインターナショナル(ロンドン) 国際金融部長就任スイス・ユニオン銀行東京支店 バイス・プレジデント就任長銀ウォーバーグ証券(現UBS証券株)投資銀行本部 エグゼクティブ・ディレクター就任クレディスイスファースト ボストン証券会社東京支店(現クレディ・スイス証券株)投資銀行本部 マネージング・ディレクター就任 UBS証券会社(現UBS証券(親リシニア・アドバイザー就任当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)		アンドレア ス・アール・ キルヒシュレ イガー	1971年 9 月22日生	1996年7月 1999年1月 2002年10月 2008年5月 2008年8月 2013年4月 2015年11月	International Management Symposium St. Gallen Max Schmidheiny財団代表就任 St. Gallen大学講師就任 Altium AG (現GCA Altium AG) 取締役就任(現任) elea Foundation for Ethics in Globalization CEO就任(現任) ARK Advisory Service AG 取締役就任(現任) PG Impact Investments AG 取締役就任(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 4	-

- (注) 1. 岩崎二郎氏、米正剛氏、松嶋宏氏及びアンドレアス・アール・キルヒシュレイガー氏は、会社法第2条第15 号に定める社外取締役であります。なお、当社は岩崎二郎氏、米正剛氏及び松嶋宏氏を独立役員として指定 し、東京証券取引所に届け出ております。
 - 2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。 委員長 岩﨑 二郎、委員 米 正剛、委員 松嶋 宏、委員 アンドレアス・アール・キルヒシュレイ ガー
 - 3.2019年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4.2019年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 5.2004年4月1日に設立されたGCA株式会社は、2007年9月3日付でGCAホールディングス株式会社に商号変更いたしました。また、同社は、同日付で新設分割を行い、GCA株式会社を新たに設立しており、この新たに設立されたGCA株式会社が2008年3月3日付でGCAサヴィアン株式会社に商号変更いたしました。

GCAホールディングス株式会社は2012年12月31日付でGCAサヴィアン株式会社を吸収合併し、同日付でGCAサヴィアングループ株式会社がGCAホールディングス株式会社を吸収合併いたしました。GCAサヴィアングループ株式会社は2013年4月1日付でGCAサヴィアン株式会社に商号変更いたしました。GCAサヴィアン株式会社は2016年7月31日付でGCA株式会社に商号変更いたしました。

- 6.トッド・ジェイ・カーター氏、ジェフェリー・ディ・バルドウィン氏及びジョン・エフ・ランブロス氏は、 所有する当社株式をBank of America Merrill Lynchのオムニバス口座(複数の者による総合勘定)にて保 有しており、株主名簿上はMLPFS CUSTODY ACCOUNTとして表記されております。
- 7.トッド・ジェイ・カーター氏は、所有する当社株式1,478,079株のうち、265,200株をファイブ・シー・パートナーズ・エルピー、ア・カルフォルニア・リミテッド・パートナーシップに信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。
- 8.フィル・アダムス氏、サッシャ・ファイファー氏及びアレクサンダー・エム・グルンワルド氏は、所有する 当社株式をAGCA HOLDINGS LIMITEDにて保有しており、株主名簿上はAGCA HOLDINGS LIMITEDとして表記され ております。
- 9. 取締役米正剛氏は、所有する当社株式400,000株を野村信託銀行株式会社に信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】
- (1) コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、「For Client's Best Interest」という経営理念の具現化をコーポレート・ガバナンス体制確立の骨格と考えております。すなわち、クライアントの利益最大化に貢献することが、当社企業価値の最大化に繋がるものと考えております。そのために、経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

取締役会は、13名(うち監査等委員である取締役4名)により構成され、各取締役の役割分担・責任を明確にした上で、効率的な監督体制を整えております。また、取締役のうち監査等委員である4名を社外取締役として選任しております。

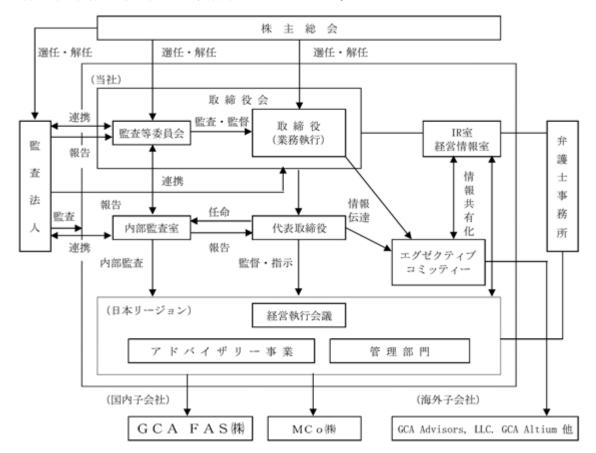
監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員3名により構成され、監査等委員4名を社外取締役とすることで監査機能の維持強化を図るとともに、監査法人及び内部監査室と適切に連携をとっております。なお、監査等委員である社外取締役の適切な業務執行のため、内部監査室、IR室及び経営情報室が適宜対応しております。

日米欧の主要なマネージングディレクターにより構成されるエグゼクティブコミッティーは、グループ経営における重要情報の伝達・情報交換及び協議を行うことにより、経営の透明性を高めております。

経営執行会議は、日本リージョンにおける業務執行及び意思決定機関であり、統括執行役員及び執行役員により構成されております。

弁護士・監査法人等の第三者からは、業務上の必要に応じ、適宜アドバイス・指導を受けております。

当社の業務執行・監視の仕組みは、下図のとおりとなります。



内部統制システム及びリスク管理体制の整備及び運用の状況

1.業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念である「For Client's Best Interest」の精神を当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の全役職員が継続的に共有することにより、法令及び企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。かかる法令及び企業倫理の遵守に対する役職員の意識向上及びその徹底を図るため、当社グループの事業規模及び人員構成・組織体制を勘案して、必要に応じコンプライアンスに関する基本方針及び諸規程等を定め、社内に周知し、その運用の徹底を図る。

コンプライアンス全体に関する総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、コンプライアンス体制 の総括責任者たる代表取締役の下にコンプライアンス委員会を置くものとする。

コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたる ものとする。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調 査し、随時取締役会及び監査等委員会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、 問題点の把握と改善に努める。

当社は、当社グループの業務活動が法令等に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的に、効果的に運営されているか否か等を監査するため、当社グループを対象とする内部監査を行う。また、当社は、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、外部の弁護士を窓口とするグループ内部通報制度を設置する。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程に従い当該情報を文書又は電磁的 媒体に記録し、文書管理規程に基づき整理・保存する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につ いての総括責任者は代表取締役が選任し、関連諸規程の定めるところに従いこれを行う。監査等委員会は、 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて 監査し、必要に応じて改善を勧告する。文書管理規程その他の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を 図るものとする。

c . 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関する総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、リスク管理体制の 総括責任者たる代表取締役は、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、経理規程、内部者取引管理 規程等に加え、当社グループのリスク管理について必要な事項を一般に定めるリスク管理規程を整備し、こ れに基づきリスク管理体制を構築する。なお、総括責任者は全社リスク管理責任者を定め、関連規程に基づ き必要に応じて、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するた めの指導や、これに実践的に対応するためのマニュアルやガイドラインを制定し、社内教育等を通じてその 周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。また、内部監査担当者は当社グループにおける リスク管理状況を監査する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

d. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社グループにおける取締役の職務の効率性に関しての総括責任者は代表取締役をもって充てるものと し、効率性確保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会の策定する経営計画に基づいた目標に対し、 当社グループにおける職務執行が効率的に行われるよう監督する。各業務担当取締役は、当該取締役の業務 担当における経営計画に基づいて実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。効率性確 保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会において定期的に各取締役にその遂行状況を報告させ、全 社的及び個別的な施策並びに効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。 e. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程をもって、子会社に対し、経営上の重要事項に関する事前の協議及び承認並びに決算情報等の報告を義務付ける。また、内部監査担当者は、当社グループにおける内部監査の結果を代表取締役に報告する。

- f. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の 上、監査等委員会を補助すべき使用人を任命するものとする。監査等委員会が指定する補助すべき期間中 は、指名された使用人への指揮・監督及び人事考課等に関する権限は監査等委員会に移譲され、取締役の指 揮命令は受けないものとして、その独立性及び当該使用人に対する支持の実効性を確保する。
- g. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれの ある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な 事項と重要な決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び監査等委員会の権限等を定める監査等委員会規程等社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に説明を求めることができる。また、監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査等委員会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、関連部署と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- h. その他当社の監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制 取締役は、監査等委員会による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべ く予算を措置する。
- i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと及び役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを基本姿勢としている。また、顧問弁護士や警視庁組織犯罪対策部等の外部の専門機関・団体と随時連絡を取って情報収集に努めるとともに、事件発生時にはコンプライアンス委員会が対応統括部署となり会社全体で対応することとしている。

2.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

a . 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査室がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

b . コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の総括責任者たる代表取締役の下にコンプライアンス委員会を設置し、当連結会計年度は1回開催しております。同委員会では、コンプライアンス体制並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、必要に応じて随時取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。また、コンプライアンス意識の周知徹底を図るため、インサイダー取引研修をはじめとするコンプライアンス研修を役職員に対して実施しております。

c . リスク管理体制

当社は、リスク管理についての必要事項を定めるリスク管理規程及び発生しうるリスクの最小化を図るための実践的対応としての情報セキュリティ管理規程・運用マニュアル、事業継続計画(BCP)等を整備し、リスク管理体制の構築・運用を継続的に行っております。その一環として、情報セキュリティ研修及び社員安否確認システムの訓練を役職員に対して定期的に実施しております。

d . 内部監査

当社は、内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社グループの国内外事業拠点に対する内部監査を実施し、代表取締役に内部監査の結果を随時報告しております。

(2) 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにに内部統制部門との関係

当社は、執行部門から独立した監査部門として内部監査室(内部監査・内部統制を所管)を設置し、内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しております。

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員3名で構成され、4名が社外取締役であります。また、監査等委員会は、経営執行状況について監査を実施するとともに、会計監査人から監査に関する重要な事項の報告を受け、協議を行い常に連携を保っております。内部監査、監査等委員会監査及び会計監査は、各業務を適切に遂行するため、少なくとも四半期決算ごとに情報交換の場を設けております。

(3) 社外取締役による監督・監査と、内部監査、監査等委員会監査、会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

上記のとおり、当社の監査等委員4名は社外取締役であり、取締役の監査・監督を実施しております。常勤監査等委員は内部監査、会計監査並びに内部統制部門との連携を密にしており、非常勤監査等委員とも監査等委員会にて情報共有を行っております。さらに、非常勤監査等委員である米正剛氏は弁護士でもあることから、頻繁に情報共有を行うとともに、法務上の観点からの見解等を得るようにしております。

(4) 内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査

当社は、代表取締役直轄で内部監査担当者を任命し、計画的な内部監査を実施しております。これにより、業務の効率性改善や不正取引の発生防止に努め、内部統制の充実及びコンプライアンスの強化を図っております。

監査等委員会監査

監査等委員会は、協議した監査計画に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、重要文書の閲覧、ヒアリング及び実地調査等の方法により取締役の業務執行の業務監査及び会計監査を行うこととしております。また、監査の実施にあたっては、監査法人及び内部監査室との連携に留意するとともに、三者間の情報共有化による効率的な監査の遂行に努めております。

(5)会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人	
田名部 雅文	- - - 有限責任 あずさ監査法人	
梅谷 哲史	一 有限負任 のりで監査法人	

継続関与年数につきましては、全員7年以内であるため記載を省略しております。 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他12名

(6) 社外取締役

当社の社外取締役は4名であり、全員が監査等委員であります。

岩崎二郎氏は、他の会社の取締役を長年に亘り経験しており、取締役会においては主として取締役の行動規範について助言・提言を行っております。

米正剛氏は、M&A業務に精通した弁護士として会社の事業展開について意見を述べるとともに、企業経営を支援する弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

松嶋宏氏は、他の会社の各部門において培った幅広く高度な見識と長年の豊富な経験に鑑み、取締役会においては主として取締役の行動規範について助言・提言を行っております。

アンドレアス・アール・キルヒシュレイガー氏は、他の会社の経営者を長年にわたり経験しており、取締役会においては主として取締役の行動規範について助言・提言を行っております。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針については特段定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員に関する基準等を参考にしております。

当社と社外取締役との人的関係、資本関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役の他の会社等との兼務の状況は「第4 提出会社の状況 5役員の状況」に記載のとおりでありますが、当社と兼職先である会社等との間には特筆すべき利害関係はありません。また、社外取締役の当社株式の所有状況は「第4 提出会社の状況 5役員の状況」に記載のとおりです。

(7) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報	酬等の種類別の (百万円))額	対象となる
	(百万円)	基本報酬	ストックオ プション	賞与	(名)
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	61	61	-	-	3
社外役員	44	44	-	-	5

(注)対象となる役員の員数には、2018年3月28日に退任した取締役1名を含んでおります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の	△牡▽ハ	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			İ
(役員区分)	総額 (百万円)	云位区方	基本報酬	ストック オプショ ン	賞与	その他
野々宮 律子(取締役)	150	当社	28	6	112	2
サッシャ・ファイ ファー(取締役)	801	GCA Altium AG (Germany)	36	11	754	
アレクサンダー・エ ム・グルンワルド(取 締役)	345	GCA Altium AG (Switzerland)	29	11	305	ı
フィル・アダムス(取 締役)	349	GCA Altium Limited	57	11	280	-
トッド・ジェイ・カー ター(取締役)	669	GCA Advisors, LLC.	44	-	625	-
ジョン・エフ・ランブ ロス(取締役)	152	GCA Advisors, LLC.	49	-	103	-

- (注) 1.連結報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しております。上記連結報酬等には使用人兼務 役員の使用人分給与を含んでおります。
 - 2.役員の連結報酬等の総額は2,779百万円であり、対象となる役員の員数は15名であります。対象となる役員の員数には、2018年3月28日に退任した取締役2名及び2019年3月27日に退任した取締役1名を含んでおります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び決定方法 業績への貢献度、役位等の諸事情を加味して決定しております。

(8) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに 当事業年度における、売却損益及び評価損益の合計額 該当事項はありません。

(9) 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

(10)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,200万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(11)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(12)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものです。

(13)取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、総株主の同意によらず取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

(14)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会	会計年度	当連結会計年度		
区分	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	監査証明業務に基づく 報酬(百万円)	非監査業務に基づく報 酬(百万円)	
提出会社	38	-	84	23	
連結子会社	-	-	-	-	
計	38	-	84	23	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社連結子会社のうち、GCA Savvian, Inc.及びGCA Altium Corporate Finance Ltd.並びに同社の海外子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対し、監査証明業務に基づく報酬として27百万円、非監査業務に基づく報酬として10百万円を支払っております。

当連結会計年度

当社連結子会社のうち、GCA Savvian, Inc.及びGCA Altium Corporate Finance Ltd.並びに同社の海外子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対し、監査証明業務に基づく報酬として29百万円、非監査業務に基づく報酬として1百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「国際会計基準(IFRS)導入に関するアドバイザリー業務」を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、当社の会社規模や業務内容、監査日 数等を勘案し、監査法人と相互協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
- (1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。 以下、「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠し て作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3.連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修等に参加しております。IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

	注記	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
流動資産				
現金及び現金同等物	7	11,272	12,724	15,829
営業債権及びその他の債権	8,34	2,480	1,640	3,979
その他の金融資産	9,34	101	238	356
未収法人所得税等		442	475	206
その他の流動資産	10	774	377	337
流動資産合計		15,070	15,456	20,709
非流動資産				
有形固定資産	11	1,412	1,324	1,243
のれん及び無形資産	12	9,761	10,401	9,586
その他の金融資産	9,34	1,065	1,043	1,264
その他の非流動資産	10	82	165	277
繰延税金資産	13	635	662	772
非流動資産合計		12,957	13,598	13,143
資産合計		28,028	29,055	33,853

	注記	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	18,34	849	441	448
借入金	14,34	12	15	65
その他の金融負債	15,16,34	240	434	224
未払法人所得税等		369	492	749
その他の流動負債	20	5,938	6,743	10,441
流動負債合計		7,410	8,128	11,929
非流動負債				
借入金	14,34	63	50	32
その他の金融負債	15,16,34	-	35	26
退職給付に係る負債	17	79	190	275
引当金	19	132	132	133
その他の非流動負債	20	215	164	166
非流動負債合計		490	574	634
負債合計		7,901	8,504	12,563
資本				
資本金	21	203	258	304
資本剰余金	21	13,756	13,811	13,855
利益剰余金	21	4,222	3,504	4,613
自己株式	21	795	795	795
その他の資本の構成要素	21	2,641	3,623	3,123
親会社の所有者に帰属する持分合計		20,028	20,402	21,101
非支配持分		98	147	187
資本合計		20,126	20,550	21,289
負債及び資本合計		28,028	29,055	33,853

【連結損益計算書】

	注記	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	0.00		
売上収益	6,23	19,769	26,690
売上原価	24,25	15,040	20,148
売上総利益		4,729	6,541
販売費及び一般管理費	24,25	2,853	3,042
その他の営業収益	26	67	6
その他の営業費用	27	45	26
営業利益	_	1,898	3,479
金融収益	28	16	15
金融費用	28	61	2
税引前利益	-	1,853	3,493
法人所得税費用	13	535	1,013
当期利益	=	1,318	2,479
当期利益の帰属			
親会社の所有者		1,268	2,439
非支配持分		49	39
当期利益	=	1,318	2,479
1 性业先13业期利益	20		
1株当たり当期利益	29	22 40	04.47
基本的1株当たり当期利益(円)		33.49	64.17
希薄化後1株当たり当期利益(円)		31.75	57.11

【連結包括利益計算書】

	注記	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期利益		1,318	2,479
その他の包括利益 純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	17,32	0	0
純損益に振り替えられることのない項目 合計		0	0
純損益に振り替えられる可能性のある項目 在外営業活動体の換算差額	31,32	698	1,088
在が営業内動体の探算を領 純損益に振り替えられる可能性のある項 目合計	31,32	698	1,088
税引後その他の包括利益		698	1,088
当期包括利益		2,017	1,390
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,967	1,350
非支配持分		49	39
当期包括利益		2,017	1,390

【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

						その他の資本の構成要素			
注	2 資	[本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業 活動体の 換算差額	確定給付 制度の再 測定	新株予約権	その他の 資本の構 成要素合 計
	Ē	万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2017年 1 月 1 日時点の残高		203	13,756	4,222	795	-	-	2,641	2,641
当期利益				1,268					-
その他の包括利益						698	0		698
当期包括利益合計		-	-	1,268	-	698	0	-	698
新株の発行		55	55						-
株式発行費用			0						-
自己株式の取得									-
配当金 22				1,987					-
株式報酬取引 33								283	283
その他の資本の構成要素から利益				0			0		0
剰余金への振替									
所有者との取引額合計		55	54	1,987			0	283	283
2017年12月31日時点の残高		258	13,811	3,504	795	698	-	2,924	3,623
当期利益				2,439					
その他の包括利益						1,088	0		1,088
当期包括利益合計		-	-	2,439	-	1,088	0	-	1,088
新株の発行		45	45					2	2
株式発行費用			1						-
自己株式の取得					0				-
配当金 22				1,330					-
株式報酬取引 33	i							590	590
その他の資本の構成要素から利益				0			0		0
剰余金への振替									
所有者との取引額合計		45	44	1,330	0		0	588	588
2018年12月31日時点の残高		304	13,855	4,613	795	389	-	3,513	3,123

	親会社の所有者に帰属する持分	非支配持分	資本合計	
注記	合計			
		 百万円	百万円	
2017年 1 月 1 日時点の残高	20,028	98	20,126	
当期利益	1,268	49	1,318	
その他の包括利益	698		698	
当期包括利益合計	1,967	49	2,017	
新株の発行	111		111	
株式発行費用	0		0	
自己株式の取得	-		-	
配当金 22	1,987		1,987	
株式報酬取引 33	283		283	
その他の資本の構成要素から利益				
剰余金への振替				
所有者との取引額合計	1,593	-	1,593	
2017年12月31日時点の残高	20,402	147	20,550	
当期利益	2,439	39	2,479	
その他の包括利益	1,088		1,088	
当期包括利益合計	1,350	39	1,390	
新株の発行	88		88	
株式発行費用	1		1	
自己株式の取得	0		0	
配当金 22	1,330		1,330	
株式報酬取引 33	590		590	
その他の資本の構成要素から利益				
剰余金への振替				
所有者との取引額合計	652	-	652	
2018年12月31日時点の残高	21,101	187	21,289	

(単位:百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		1,853	3,493
減価償却費及び償却費		263	295
金融商品評価損益		59	0
受取利息及び配当金		16	15
支払利息		2	2
株式報酬費用		283	590
営業債権及びその他の債権の増減(は増		931	2,431
加)		331	2,401
営業債務及びその他の債務の増減(は減 少)		472	76
その他の流動負債の増減(は減少)		498	4,175
その他		164	183
小計	_	3,566	6,002
利息及び配当金の受取額		16	15
利息の支払額		2	2
法人所得税の支払額又は還付額(は支払 額)		195	597
営業活動によるキャッシュ・フロー	_	3,385	5,418
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		124	259
有価証券の取得による支出		94	-
長期貸付けの実行による支出		-	325
長期貸付金の回収による収入		7	82
その他	_	93	18_
投資活動によるキャッシュ・フロー		305	521
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	14,31	-	50
長期借入金の返済による支出	14,31	14	14
新株予約権の行使による収入		111	90
配当金の支払額	22	1,987	1,333
その他	31	4	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	_	1,894	1,214
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	_	1,184	3,682
現金及び現金同等物の期首残高		11,272	12,724
現金及び現金同等物の為替変動による影響	_	267	577
現金及び現金同等物の期末残高	7 =	12,724	15,829

【連結財務諸表注記】

1.報告企業

GCA株式会社(以下、当社)は日本に所在する企業であります。当社の連結財務諸表は、2018年12月31日を期末日とし、当社及びその子会社(以下、当社グループ)により構成されております。

当社グループの事業内容は、M&A取引に関するアドバイザリー事業を主たる業務とし、M&A周辺業務にも事業展開を図っております。

当社の所在地は当社のホームページ (http://www.gcaglobal.co.jp) に記載されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループは、2018年12月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2017年1月1日であります。IFRSへの移行日及び比較年度において、IFRSへの移行が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は、注記「41.初度適用」に記載しております。

早期適用していないIFRS及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、IFRS第1号)の規定により認められた免除規定を除き、当社グループの会計方針は2018年12月31日に有効なIFRSに準拠しております。

なお、適用した免除規定については、注記「41.初度適用」に記載しております。

本連結財務諸表は、2019年3月28日に代表取締役 渡辺章博及び最高財務責任者 奥山博之によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3.重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3)機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要な会計方針

以下に記載されている会計方針は、他の記載がない限り、連結財務諸表(IFRS移行日の連結財政状態計算書を含む)に表示されているすべての期間について継続的に適用されております。

(1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社及び当社の子会社の財務諸表を含んでおります。子会社とは、当社により直接又は間接に支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

報告日が異なる子会社の財務諸表は、連結報告日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

支配の喪失を伴わない子会社に対する持分の変動があった場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本の部に直接認識されております。

連結子会社の純損益及びその他の包括利益の各内訳項目は、親会社の所有者と非支配持分に帰属させており、たとえ非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価と被取得企業に対する非支配持分の金額の合計金額が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、取得日(被取得企業に対する支配開始日)の公正価値で 測定しております。

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない場合の企業結合であります。当社グループは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理しております。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用し、IFRS移行日(2017年1月1日)より前に発生した企業結合に関して、IFRS第3号「企業結合」を遡及適用しておりません。

(3) 外貨換算

外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引 日の為替レートを使用しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識されます。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、すべて利益剰余金に振り替えております。

(4) 金融商品

金融資産

()分類

金融資産は、当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。IFRS第9号に基づく金融資産の分類は、原則として金融資産を管理している事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいて行われます。

金融資産は、以下の条件を満たす場合に償却原価で測定しております。

- その資産を、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有している。
- 金融資産の契約条件により、所定の日に、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである キャッシュ・フローが生じる。

負債性金融商品への投資は以下の条件をともに満たす場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定しております。

- その資産を、契約上のキャッシュ・フローと金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有している。
- 金融資産の契約条件により、所定の日に、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである キャッシュ・フローが生じる。

上記に記載された償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものに区分されないすべての金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されます。

当社グループでは、償却原価で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を保有しております。

() 当初認識及び測定

当社グループでは、金融商品の契約の当事者になった時点で金融資産を認識しております。

金融資産は、公正価値(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取得に直接 起因する取引コストを加算した金額)で測定しております。

なお、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

()事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

これらの金融資産は、実効金利法による償却額により測定しております。償却原価からは減損損失が 控除されます。利息収益、為替差損益及び減損損失は純損益に認識します。認識の中止時に利得又は損 失が生じた場合は純損益に認識します。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらの金融資産は、公正価値で測定しております。受取配当金、利息収益を含む利得及び損失は純 損益に認識しております。

()金融資産の認識の中止

当社グループでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している認識の中止要件を満たす場合にその金融資産の認識の中止を行っております。

金融資産の減損

IFRS第9号では、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品及び契約資産が金融資産の減損の対象となりますが、資本性金融商品への投資には適用されません。

IFRS第9号では、貸倒引当金を以下のいずれかにより測定します。

- 12ヶ月の予想信用損失:報告日から12ヶ月以内に発生する可能性のある不履行事象に起因する予想 信用損失
- 全期間の予想信用損失:金融商品の残存期間にわたり生じる可能性のあるすべての不履行事象に起 因する予想信用損失

当社グループでは、金融資産に係る信用リスクが著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る 貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方で、金融資産に係る信用リス クが著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額 で測定しております。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当 金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

当社グループでは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。また、発行者又は債務者の著しい財政的困難などを考慮し、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。

金融資産を認識後の信用状況の変動は見積りの変更として純損益に計上しております。

金融負債

) 分類

金融負債は、償却原価で測定される金融負債に分類しております。当社グループは、金融負債の当初認識時に当該分類を決定しております。

() 当初認識及び測定

当社グループでは、償却原価で測定される金融負債については発行日に当初認識し、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

()事後測定

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。実 効金利法による償却額及び認識が中止された場合の利得及び損失は、純損益に認識しております。

()金融負債の認識の中止

金融負債は、義務が履行されたか、免除されたか、又は失効した場合に認識を中止しております。

金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格を参照しております。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去等の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 8 15年
- ・工具器具及び備品 3-15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) のれん

企業結合から生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位 グループに配分し、年次及び減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。のれんの 減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

なお、のれんの当初認識時点における測定は、「3.重要な会計方針 (2)企業結合」に記載しております。

(8)無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

・自社利用のソフトウエア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) リース資産

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、減価償却を行っております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって 定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は発生した期間の費用として認識しており ます。受け取ったリース・インセンティブは、リース費用総額とは不可分なものとして、リース期間にわ たって認識しております。

(10) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。なお、のれん及び未だ使用可能ではない無形資産については償却を行わず、連結会計年度末までに最低年に一度、及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に損益として認識いたします。のれんを含む資金生成単位の減損損失の認識にあたっては、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分いたします。

その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

(11) 従業員給付

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上 しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

退職後給付

当社グループは選択型の確定給付制度を有しております。

確定給付制度について、確定給付制度債務の現在価値を負債として認識しております。なお、確定給付制度債務から控除すべき制度資産はありません。

確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、算定に用いる割引率は、将来の給付支払 見込日までの期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づいて決定しており ます。

その他の長期従業員給付

その他の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇制度を有しております。その他の長期従業員給付に対する債務は、従業員が当連結会計年度までに提供したサービスの対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割引くことによって算定しております。

(12)株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。

権利確定条件の充足を条件とするストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

権利確定条件以外の条件が付されたストック・オプションは、付与日に権利確定条件以外のすべての条件を考慮にいれた上で公正価値を見積り、ストック・オプションの付与数に基づいて一時の費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーション等の評価技法を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

なお、当社ではIFRS第1号の免除規定を採用し、2017年1月1日(IFRS移行日)より前に権利確定した株式に基づく報酬について、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を適用していません。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

(14)顧客との契約から生じる収益

当社グループは、IFRS第15号に従い、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:企業の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

アドバイザリー事業

アドバイザリー事業にかかる履行義務は、買収・合併に関する案件の成立等に関するアドバイスを提供することで充足されます。顧客との契約に基づき、契約時に着手金、作業時間に応じた作業報酬、案件成立時に成功報酬をそれぞれ得ております。着手金については、契約時に受領する対価を契約負債に計上し、作業報酬等の関連する履行義務の充足に伴い、契約期間に渡って収益を認識しております。作業報酬については、当社グループが完了した履行の顧客にとっての価値に直接対応する金額で顧客から対価を受ける権利を有している為、発生した時間数に基づいた、顧客への請求権の獲得時点をもって履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。成功報酬については、重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い時点であると判断した案件成立時において、収益を認識しております。

アセットマネジメント事業

アセットマネジメント事業にかかる履行義務は、ファンドの管理業務を行うことで充足されます。顧客との契約に基づき、ファンドの管理業務の対価として管理報酬を得ております。よって、管理報酬は契約に基づく一定期間にわたって、収益を認識しております。

なお、いずれの事業においても、サービスを顧客に提供する時点とその対価を受領する時点が1年以内であるため、重大な金融要素は含まれていません。

また、当社におきましては、重要な契約獲得の増分コストは発生しておりません。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ 予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定 税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び 税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した 発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果 を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(17) 事業セグメント

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。

(18) 自己資本

普通株式

普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上しております。普通株式の発行に係る付随費用は、税効果控除後の金額にて資本から控除しております。

自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却に おいて利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本剰余金とし て認識されます。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・のれんの減損(注記「12.のれん及び無形資産」)
- ・繰延税金資産の回収可能性(注記「13.法人所得税」)

5 . 未適用の新基準

当社グループの連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

IFRS第16号「リース」は、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識することを要求しています。使用権資産とリース料負債を認識した後は、使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る金利費用が計上されます。

なお、これらの適用による影響額は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

IFRS	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第9号	金融商品	2019年1月1日	2019年12月期	負の補償を伴う特定の期限前償還可能 な金融資産についての改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2019年12月期	リース契約に関する会計処理を改訂
IFRIC第23号	法人所得税の税務処理に 関する不確実性	2019年1月1日	2019年12月期	法人所得税の処理に不確実性がある場 合の会計処理の明確化
IAS第19号	従業員給付	2019年1月1日	2019年12月期	制度改定、縮小又は清算が行われた場合の勤務費用及び利息費用の測定方法の明確化
IAS第28号	関連会社及び共同支配企 業に対する投資	2019年1月1日	2019年12月期	投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の資産の売却又は拠出に係る 会計処理の改訂

6. セグメント情報

(1)報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている事業セグメントを基礎に決定しており、「アドバイザリー事業」、「アセットマネジメント事業」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントにおける主要な事業は以下のとおりです。

事業区分	主要サービス
アドバイザリー事業	M & A アドバイザリー、デューデリジェンス、プライベー トキャピタル
アセットマネジメント事業	メザニンファンド運営

(2) 報告セグメントに関する情報

当社グループの報告セグメントに関する情報は以下のとおりであります。

「セグメント利益」は、売上収益から売上原価・販売費及び一般管理費を控除しております。

各報告セグメントの会計方針は、注記3「重要な会計方針」で記載されている当社グループの会計方針と 同一の会計方針を適用しております。

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

報告	_	×	- 1	\ .	
¥1.7 ===		,,	ъ.	٠,	_

	報点 ピググノド			調整額		
	アドバイザリー	アセットマネ ジメント	計	(注)	連結	
	百万円				百万円	
売上収益						
外部収益	19,137	632	19,769	-	19,769	
セグメント間収益		<u> </u>	-		-	
合計	19,137	632	19,769	-	19,769	
減価償却費及び償却費	257	5	263	-	263	
その他の損益	17,192	438	17,631		17,631	
セグメント利益	1,686	188	1,875	-	1,875	
その他の営業収益					67	
その他の営業費用					45	
金融収益					16	
金融費用				_	61	
税引前利益					1,853	
セグメント資産	28,537	523	29,061	6	29,055	

(注) セグメント資産の調整額 6百万円は、セグメント間取引によるものであります。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメント

	アドバイザリー	アセットマネ ジメント	計	調整額 (注)	連結	
	百万円	 百万円	百万円	 百万円	 百万円	
売上収益						
外部収益	26,086	604	26,690	-	26,690	
セグメント間収益				-	-	
合計	26,086	604	26,690	-	26,690	
減価償却費及び償却費	290	4	295	-	295	
その他の損益	22,447	448	22,895	-	22,895	
セグメント利益	3,348	151	3,499	-	3,499	
その他の営業収益					6	
その他の営業費用					26	
金融収益					15	
金融費用				_	2	
税引前利益				_	3,493	
セグメント資産	33,182	676	33,859	6	33,853	

(注) セグメント資産の調整額 6百万円は、セグメント間取引によるものであります。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスごとの外部顧客に対する売上収益は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
	百万円	 百万円	
M&Aアドバイザリー	18,584	25,658	
デューデリジェンス	553	427	
アドバイザリー計	19,137	26,086	
アセットマネジメント	632	604	
合計	19,769	26,690	

(4) 地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内は以下のとおりであります。

外部顧客からの売上収益

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	百万円	 百万円
日本	6,627	7,660
米国	4,655	7,477
英国	2,161	4,068
ドイツ	3,268	4,150
スイス	2,146	1,507
その他	909	1,826
合計	19,769	26,690

(注) 売上収益は、顧客の所在地によっております。

非流動資産

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	百万円	百万円	百万円
日本	282	315	362
米国	1,042	888	737
欧州	9,845	10,513	9,710
その他	3	9	19
合計	11,174	11,726	10,830

(注) 非流動資産は、資産の所在地によっており、有形固定資産、のれん及び無形資産を含み、金融商品、繰延税金 資産及びその他の非流動資産を含んでおりません。

(5) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上収益が当社グループ売上収益の10%を超える外部顧客が存在しないため、記載を省略しております。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

71, ME 12	XO WT 19440011901190	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	-	百万円	 百万円	百万円
現金及び現金同等	物			
現金及び預金		11,174	12,724	15,829
譲渡性預金		97	<u> </u>	-
	合計	11,272	12,724	15,829
	責権及びその他の債権 責権及びその他の債権の内i			
		移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
		百万円	百万円	百万円
売掛金		2,460	1,615	3,954
未収入金		20	25	25
	合計	2,480	1,640	3,979
	也の金融資産 也の金融資産の内訳は以下(のとおりであります。 移行日	前連結会計年度	当連結会計年度
		(2017年1月1日)	(2017年12月31日)	(2018年12月31日)
(増加) 原価 表別 中さ	わる合品容立	百万円	百万円	百万円
償却原価で測定さ 貸付金	110 並煕貝佐	658	663	883
敷金		233	270	274
	正価値で測定される	200	270	27.1
株式及び出資金		274	347	462
	合計	1,166	1,281	1,620
流動資産		101	238	356
非流動資産		1,065	1,043	1,264
	合計	1,166	1,281	1,620
10 . そのfi そのfi	也の資産 也の資産の内訳は以下のと		24 V - (4- A + 1 C	
		移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日) —————
		百万円	百万円	百万円
前払費用		242	275	242
未収消費税等		164	1	5
その他	A+1	448	266	366
	合計	856	543	614
流動資産		774	377	337
非流動資産		82	165	277
	合計	856	543	614

11. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び帳簿価額の増減は以下のとおりであります。 取得原価

	建物及び構築物	その他	合計
		 百万円	百万円
移行日 (2017年 1 月 1 日)	1,285	1,060	2,346
取得	31	125	156
売却又は処分	-	13	13
科目振替	-	-	-
在外営業活動体の換算差額	25	20	4
前連結会計年度(2017年12月31日)	1,291	1,193	2,484
取得	84	126	210
売却又は処分	-	47	47
科目振替	14	14	-
在外営業活動体の換算差額	15	55	71
当連結会計年度(2018年12月31日)	1,375	1,200	2,575

減価償却累計額

	建物及び構築物・・・・・その他		合計	
	 百万円	 百万円	 百万円	
移行日(2017年1月1日)	335	598	933	
減価償却費	116	118	235	
売却又は処分	-	0	0	
在外営業活動体の換算差額	1	7	8	
前連結会計年度(2017年12月31日)	451	709	1,160	
減価償却費	127	129	256	
売却又は処分	-	47	47	
在外営業活動体の換算差額	2	34	36	
当連結会計年度(2018年12月31日)	576	756	1,332	

⁽注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

	建物及び構築物	その他	合計
	百万円	百万円	百万円
移行日(2017年1月1日)	950	461	1,412
前連結会計年度(2017年12月31日)	840	484	1,324
当連結会計年度(2018年12月31日)	798	444	1,243

(2) リース資産

有形固定資産に含まれるファイナンス・リースによるリース資産の帳簿価額は次のとおりであります。

	その他	合計	
	百万円	百万円	
移行日(2017年1月1日)	-		-
前連結会計年度(2017年12月31日)	43		43
当連結会計年度(2018年12月31日)	38		38

12. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

取得原価

	Ot 1	無形資産	合計	
	のれん ー	ソフトウェア	一一点	
_	百万円	百万円	百万円	
移行日(2017年1月1日)	9,685	216	9,902	
取得	-	60	60	
売却又は処分	-	16	16	
在外営業活動体の換算差額	607	0	605	
前連結会計年度(2017年12月31日)	10,292	260	10,552	
取得	-	13	13	
売却又は処分	-	-	-	
在外営業活動体の換算差額	790	6	796	
当連結会計年度(2018年12月31日)	9,502	266	9,768	

償却累計額

	のれん	無形資産	合計	
	031670	ソフトウェア		
	 百万円	 百万円	 百万円	
移行日(2017年1月1日)	-	140	140	
償却費	-	27	27	
売却又は処分	-	16	16	
在外営業活動体の換算差額		1	1	
前連結会計年度(2017年12月31日)	-	150	150	
償却費	-	38	38	
売却又は処分	-	-	-	
在外営業活動体の換算差額		6	6	
当連結会計年度(2018年12月31日)	-	182	182	

⁽注) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

帳簿価額

	のれん -	無形資産	- 合計	
	051670	ソフトウェア	口印	
		 百万円	 百万円	
移行日(2017年1月1日)	9,685	76	9,761	
前連結会計年度(2017年12月31日)	10,292	109	10,401	
前連結会計年度(2018年12月31日)	9,502	84	9,586	

(注) 当社グループは、移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度において、個々に重要な無形資産を識別しておりません。また、移行日、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、重要な自己創設無形資産はありません。

(2) のれんを含む資金生成単位の減損テスト

当社グループは、内部報告目的で管理されている地域別事業単位を資金生成単位としております。資金生成単位に配分したのれんの残高は以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	百万円	百万円	百万円
欧州 (アドバイザリー事業)	9,685	10,292	9,502
合計	9,685	10,292	9,502

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、マネジメントにより承認された翌連結会計年度の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を割引くことにより算定しております。事業計画は、将来の予測に関するマネジメントの評価を過去実績に基づき、外部情報及び内部情報を用いて作成しております。マネジメントにより承認された事業計画を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、成長率を基礎として、資金生成単位グループのキャッシュ・フローを見積もっております。成長率は、主要活動国のインフレ率を勘案しております。割引率は、税引前加重平均資本コスト等を基礎に外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等が適切に反映されるよう算定しており、IFRS移行日、前連結会計年度及び当連結会計年度でそれぞれ8.8%、7.4%及び7.2%であります。

マネジメントは、上記に記載した回収可能価額の基礎となっている重要な仮定に合理的に起こりうる変化があっても帳簿価額の合計は資金生成単位の回収可能価額を超えることはないと考えております。

13. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりであります。 前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

	2017年 1 月 1 日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	資本に直接 認識	その他	2017年 12月31日
	 百万円	百万円	百万円	百万円	 百万円	 百万円
繰延税金資産						
未払賞与	348	228	-	-	1	118
未払費用	212	62	-	-	6	143
減価償却超過額	36	5	-	-	-	42
繰越欠損金	27	202	-	-	3	233
その他	294	5	0		3	297
合計	919	78	0	-	7	834
繰延税金負債						
減価償却不足額	266	95	-	-	8	162
その他	17	8	-	-	-	8
合計	283	104	-	-	8	171

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

	2018年 1月1日	純損益を通 じて認識	その他の包 括利益にお いて認識	資本に直接 認識	その他	2018年 12月31日
	 百万円	———— 百万円	———— 百万円	 百万円	 百万円	 百万円
繰延税金資産						
未払賞与	118	229	-	-	0	347
未払費用	143	61	-	-	2	79
減価償却超過額	42	2	-	-	-	44
繰越欠損金	233	208	-	-	5	18
その他	297	132	0		5	423
合計	834	93	0		14	913
繰延税金負債						
減価償却不足額	162	21	-	-	2	137
その他	8	5				3
合計	171	27			2	141

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	 百万円	 百万円	 百万円
税務上の繰越欠損金	1,799	1,023	365
将来減算一時差異	56	156	154
合計	1,856	1,180	520

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	百万円	百万円	百万円
1 年目	33	-	-
2 年目	61	-	-
3年目	18	-	-
4年目	159	-	-
5 年目以降又は無期限	1,528	1,023	365
合計	1,799	1,023	365

なお、繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異は該当ありません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	 百万円	 百万円
当期税金費用	561	1,134
繰延税金費用	26	121
合計	535	1,013

当期税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う当期税金費用の減少額は、前連結会計年度118百万円、当連結会計年度222百万円であります。

繰延税金費用には、従前は未認識であった税務上の欠損金、又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。これに伴う繰延税金費用の減少額は、前連結会計年度37百万円であります。 適用税率の変更により、前連結会計年度は繰延税金費用が56百万円増加しております。

(3) 実効税率の調整表

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
	%	%	
法定実効税率	30.86	30.86	
課税所得計算上減算されない費用	1.35	0.55	
未認識の繰延税金資産	4.15	0.79	
税率変更による影響	3.05	-	
連結子会社の税率差異	7.18	2.12	
連結子会社清算による影響	2.51	-	
その他	2.44	1.06	
平均実際負担税率	28.89	29.02	

⁽注) 当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として法定実効税率を計算しております。なお、在外子会社については、その所在地における法人税等が課されております。

14. 借入金

借入金の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)	平均利率	返済期限
	百万円	百万円	百万円	%	
短期借入金	-	-	50	0.4	-
1年内返済予定の長期借入 金	12	15	15	2.6	-
長期借入金	63	50	32	2.6	2020年 ~ 2021年
合計	75	66	97		
流動負債	12	15	65		
非流動負債	63	50	32		
合計	75	66	97		

⁽注)1.借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

15. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	百万円	百万円	百万円
償却原価で測定する金融負債			
未払金	240	228	216
ファイナンス・リース債務		44	34
合計	240	272	250
流動負債	240	236	224
非流動負債	-	35	26
合計	240	272	250

^{2.}借入金の「平均利率」は、借入金の当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。

16.リース

(1) ファイナンス・リース債務

ファイナンス・リース契約に基づく将来の最低リース料総額の合計及びそれらの現在価値は以下のとおりであります。

	最低支払リース料総額			最低支払	リース料総額の	現在価値
	移行日 (2017年 1月1日)	前連結 会計年度 (2017年 12月31日)	当連結 会計年度 (2018年 12月31日)	移行日 (2017年 1月1日)	前連結 会計年度 (2017年 12月31日)	当連結 会計年度 (2018年 12月31日)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
1 年以内	-	9	10	-	8	8
1年超5年以内	-	35	30	-	32	26
5年超		3			2	
合計	-	47	41	-	44	34
将来財務費用	-	3	6			
リース債務の現在価値		44	34			

当社グループは、借手として、事務所関連設備等を賃借しております。

リース契約には、変動リース料、更新又は購入選択権、エスカレーション条項及びリース契約によって課された制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

(2) 解約不能オペレーティング・リース

解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来の最低リース料総額は以下のとおりであります。

	(20	移行日 017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
		百万円	百万円	百万円
1 年以内		862	935	931
1年超5年以内		2,349	3,112	2,776
5 年超		1,893	1,391	901
合計		5,105	5,439	4,610

費用として認識されたオペレーティング・リース契約の最低リース料総額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	百万円	百万円
最低リース料総額	859	919
合計	859	919

当社グループは、借手として、事務所関連設備等の資産を賃借しております。

リース契約には、変動リース料、更新又は購入選択権、エスカレーション条項及び、リース契約によって 課された制限(追加借入及び追加リースに関する制限等)はありません。

17. 従業員給付

(1) 確定給付制度

当社は、自ら希望した従業員が、当期の勤務に係る給与の一部を掛金として拠出させることができる選択型の確定給付制度を採用しております。当該制度における給付額は、従業員の拠出する掛金の総額に応じて決定されるものであります。なお、制度資産への拠出はありません。

(2)確定給付制度債務の現在価値の調整表

確定給付制度債務の現在価値の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
•	 百万円	百万円
期首残高	79	190
当期勤務費用 (注)	115	120
利息費用(注)	0	0
再測定		
人口統計上の仮定の変更	0	0
財務上の仮定の変更	0	0
給付支払額	4	35
期末残高	190	275

(注) 当期勤務費用は「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上しております。利息費用は「金融費用」に 計上しております。

(3) 数理計算に用いた主な仮定

確定給付制度債務の現在価値の算定に使用した重要な数理計算上の仮定は以下のとおりであります。

移行日 (2017年1月1日)		
%	%	%
0.3	0.3	0.1

割引率

数理計算上の仮定には割引率以外に予定退職率が含まれております。

(4)確定給付制度債務に係る満期分析

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、前連結会計年度末現在において6.4年、当連結会計年度 末現在において5.6年であります。

(5) 感応度分析

割引率が0.5%上昇した場合の確定給付制度債務に与える減少額は前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ6百万円、7百万円であります。

割引率が0.5%低下した場合の確定給付制度債務に与える増加額は前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、それぞれ6百万円、8百万円であります。

なお、本分析では、割引率以外の仮定に変更がないことを前提としておりますが、実際にはその他の仮定の変更が感応度分析に影響する可能性があります。

(6) 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	百万円	百万円
勤務費用	115	120
利息費用	0	0
合計	115	120

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	 百万円	百万円	百万円
未払金	849	441	448
合計	849	441	448

19. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

	資産除去債務	合計
	百万円	百万円
2018年1月1日	132	132
期中増加額	-	-
割引計算の期間利息費用	0	0
期中減少額(目的使用)	-	-
期中減少額 (戻入)	-	-
在外営業活動体の換算差額	0	0
2018年12月31日	133	133

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	 百万円	百万円	 百万円
流動負債	-	-	-
非流動負債	132	132	132
合計	132	132	132

20. その他の負債

その他の負債の内訳は以下のとおりであります。

		移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
		百万円	 百万円	百万円
未払消費税等		102	265	170
未払賞与		4,759	5,679	9,210
未払有給休暇		141	153	155
契約負債		74	71	45
その他の未払費用		558	314	673
その他		515	423	352
合計	:	6,153	6,907	10,607
流動負債		5,938	6,743	10,441
非流動負債		215	164	166
合計		6,153	6,907	10,607

21. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び剰余金

授権株式数及び発行済株式数の増減は以下のとおりであります。

	授権株式数	発行済株式数	
		 株	
移行日(2017年1月1日)	114,599,200	38,721,452	
期中増加	<u> </u>	131,450	
前連結会計年度(2017年12月31日)	114,599,200	38,852,902	
期中増加	<u> </u>	108,850	
当連結会計年度(2018年12月31日)	114,599,200	38,961,752	

- (注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。
 - 2 . 期中増加の主な要因は、新株予約権の行使によるものであります。

剰余金の主な内容は、以下のとおりであります。

資本剰余金

資本剰余金は資本準備金及びその他資本剰余金から構成されます。日本における会社法では、株式の発行に際しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本に組み入れ、資本金として計上しないこととした金額は資本準備金として計上することが規定されております。

利益剰余金

利益剰余金は利益準備金及びその他利益剰余金から構成されます。日本における会社法では、剰余金の配当に際し、減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

(2) 自己株式

自己株式数の増減は以下のとおりであります。

	株式数	
	 株	
移行日(2017年1月1日)	888,900	
期中増加		
前連結会計年度(2017年12月31日)	888,900	
期中増加	1	
当連結会計年度(2018年12月31日)	888,901	

(注) 期中増加の主な要因は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) その他の資本の構成要素の内容及び目的

在外営業活動体の換算差額

外貨建で作成された海外子会社の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

確定給付制度の再測定

数理計算上の差異等の変動額であります。数理計算上の差異とは、確定給付制度債務に係る実績による 修正(期首における数理計算上の仮定と実績の結果との差異)及び数理計算上の仮定の変更による影響額 であります。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は、注記「33.株式に基づく報酬」に記載しております。

(4) 自己資本の管理

当社グループは、持続的な成長を通じた企業価値の最大化に向けて、株主還元と財務健全性・柔軟性の確保に重点をおいた最適な資本構成を維持することを資本管理の基本方針としております。創出したキャッシュ・フローは、配当や自己株式の取得を通じて株主還元に充当しております。

22.配当金

(1)配当金の支払額は以下のとおりであります。 前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

決議日	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
	百万円	円		
2017年 2 月12日 取締役会	1,324	35.00	2016年12月31日	2017年 3 月14日
2017年 7 月28日 取締役会	663	17.50	2017年 6 月30日	2017年 8 月15日
当連結会計學	F度(自 2018年1月1	日 至 2018年12月31日	1)	
決議日	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
	百万円	円		
2018年 2 月14日 取締役会	664	17.50	2017年12月31日	2018年 3 月13日
2018年 7 月31日 取締役会	665	17.50	2018年 6 月30日	2018年8月15日
(2)配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりであります。				
	-	日 至 2017年12月31日		*** **
決議日 	配当金の総額 	1株当たり配当額	基準日 	
	百万円	円		
2018年 2 月14日 取締役会	664	17.50	2017年12月31日	2018年 3 月13日
当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)				
決議日	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
	 百万円	円 円		
2019年 2 月14日 取締役会	666	17.50	2018年12月31日	2019年 3 月12日

23. 売上収益

(1) 収益の分解

売上収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	 百万円	
M&Aアドバイザリー	18,584	25,658
デューデリジェンス	553	427
アドバイザリー計	19,137	26,086
アセットマネジメント	632	604
合計	19,769	26,690

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は以下のとおりであります。

移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
百万円	百万円	百万円
74	71	45

契約負債

契約負債は、契約成立時に顧客から受け取った前受対価であり、契約期間にわたって収益を認識しております。契約期間はおおむね1年以内になります。

前連結会計年度に認識した収益のうち、2017年1月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは、74百万円であります。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2018年1月1日現在の契約負債残高に含まれていたものは、71百万円であります。

前連結会計年度、当連結会計年度ともに契約負債の残高の重要な変動はないため、当該説明は省略しております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する情報の記載を省略しております。

顧客との契約からの対価には成功報酬が含まれておりますが、重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。

24. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
		百万円
人件費	12,713	17,756
減価償却費及び償却費	171	170
その他	2,155	2,221
合計	15,040	20,148

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1.供盡	百万円	百万円
人件費 減価償却費及び償却費	1,097	1,138
パーリー スプラス できます できます できます できます できます できます できます できます	91 115	124 82
広告宣伝費	146	166
支払手数料	583	570
その他	817	959
合計	2,853	3,042
25 . 人件費 人件費の内訳は以下のとおりであります。		
	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	百万円	百万円
賃金及び給与	12,253	16,840
退職給付費用	115	120
法定福利費	703	874
その他	738	1,058
合計	=	18,894
26 . その他の営業収益 その他の営業収益の内訳は以下のとおりであ	5 ります。	
	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
		百万円
為替差益	21	-
その他	46	6
合計	67	6
27 . その他の営業費用 その他の営業費用の内訳は以下のとおりであ	5 ります。	
	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
	百万円	百万円
為替差損	-	15
その他		10
合計		26

28. 金融収益及び金融費用 金融収益の内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
-		
受取利息	百万円	百万円
償却原価で測定される金融資産	16	15
	16	15
=		
金融費用の内訳は以下のとおりであります。		
	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
_		百万円
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	2	2
資産除去債務に係る利息費用	0	0
確定給付制度債務に係る利息費用	0	0
金融商品評価損		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 _	59	0

29.1株当たり利益

合計

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は以下のとおりであります。

61

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益(百万円) 当期利益調整額	1,268	2,439
希薄化 1 株当たり当期利益の計算に使用する当期 利益(百万円)	1,268	2,439
期中平均普通株式数(株) 普通株式増加数	37,879,190	38,021,600
新株予約権(株)	2,073,743	4,693,424
希薄化後の期中平均普通株式数(株)	39,952,933	42,715,024
基本的1株当たり当期利益(円)	33.49	64.17
希薄化後1株当たり当期利益(円)	31.75	57.11
逆希薄化効果を有するため、希薄化後 1 株当たり 当期利益の算定に含めなかった金融商品の概要	第 6 回新株予約権 616,600株 第 7 回新株予約権 1,283,525株 第 8 回新株予約権 1,090,000株	第 6 回新株予約権 616,600株 第 7 回新株予約権 1,283,525株 第 8 回新株予約権 1,090,000株

30.非資金取引

ファイナンス・リースにより取得した有形固定資産は以下のとおりであります。

44

ファイナンス・リースにより取得した有形固定資産

31. キャッシュ・フロー

財務活動から生じた生じた負債の変動は以下のとおりであります。

	借入金	リース債務	合計
_	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度期首残高	75	-	75
キャッシュ・フローを伴う変動			
借入	-	-	-
その他	14	4	18
キャッシュ・フローを伴わない変動			
在外営業活動体の換算差額	6	2	8
その他	-	46	46
前連結会計年度年末残高	66	44	110
当連結会計年度期首残高	66	44	110
キャッシュ・フローを伴う変動			
借入	50	-	50
その他	14	8	23
キャッシュ・フローを伴わない変動			
在外営業活動体の換算差額	3	1	4
当連結会計年度年末残高	97	34	132

32. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目の内訳とそれらに係る税効果額は以下のとおりであります。

前連結会計年度

当連結会計年度

	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
		 百万円
純損益に振り替えられることのない項目		
確定給付制度の再測定		
当期発生額	0	0
税効果調整前	0	0
税効果額	0	0
税効果調整後	0	0
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	698	1,088
税効果調整前	698	1,088
税効果額	-	-
税効果調整後	698	1,088
その他の包括利益合計	698	1,088

33.株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、執行役員及び従業員等に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。ストック・オプションの契約条件等は以下のとおりであります。

	G C A 株式会社	G C A 株式会社	G C A 株式会社
	第 4 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員177名	当社子会社従業員33名	当社又は当社子会社の取締 役、監査役、執行役員及び 従業員132名
ストック・オプション数	普通株式 5,593,400株	普通株式 1,290,000株	普通株式 2,190,100株
(注) 1	(注)2	(注)2	
付与日	2011年 1 月12日	2012年3月5日	2013年 5 月20日
権利確定条件	付与日(2011年1月12日)	付与日(2012年3月5日)	付与日(2013年5月20日)
	以降、権利行使日まで継続	以降、権利行使日まで継続	以降、権利行使日まで継続
	して勤務していること(注	して勤務していること(注	して勤務していること(注
	3)	3)	3)
対象勤務期間	付与日(2011年1月12日)	付与日(2012年3月5日)	付与日(2013年 5 月20日)
	以降、権利行使日まで	以降、権利行使日まで	以降、権利行使日まで
権利行使期間	2011年3月11日から	2012年2月15日から	2013年4月1日から
	2020年3月9日まで	2021年3月9日まで	2023年3月31日まで

	G C A 株式会社	G C A 株式会社	G C A 株式会社		
	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社又は当社子会社の取締 役、執行役員及び従業員31 名	当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員122名	当社又は当社子会社の取締 役、執行役員及び従業員35 名		
ストック・オプション数 (注)1	普通株式 1,500,000株	普通株式 1,498,900株	普通株式 1,500,000株		
付与日	2013年 5 月16日	2014年3月7日	2014年3月7日		
権利確定条件	付与日(2013年5月16日)	付与日(2014年3月7日)	付与日(2014年3月7日)		
	以降、権利行使日まで継続	以降、権利行使日まで継続	以降、権利行使日まで継続		
	して勤務していること(注	して勤務していること(注	して勤務していること(注		
	3)	3)	3)		
対象勤務期間	付与日(2013年5月16日)	付与日(2014年3月7日)	付与日(2014年3月7日)		
	以降、権利行使日まで	以降、権利行使日まで	以降、権利行使日まで		
権利行使期間	2014年4月1日から	2015年4月1日から	2015年4月1日から		
	2023年3月31日まで	2024年3月31日まで	2024年3月31日まで		

	GCA株式会社	GCA株式会社	GCA株式会社
	RSU-1新株予約権	RSU-2新株予約権	RSU-3新株予約権
	当社又は当社子会社の取締	当社又は当社子会社の取締	当社又は当社子会社の取締
付与対象者の区分及び人数	役、執行役員及び使用人	役、執行役員及び使用人24	役、執行役員及び使用人28
	110名	名	名
ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 1,003,600株	普通株式 1,035,000株	普通株式 873,700株
付与日	2016年3月9日	2016年3月9日	2016年10月11日
権利確定条件	(注3)	(注3)	付与日(2016年10月11日) 以降、権利行使日まで継続 して勤務していること(注 3)
対象勤務期間	-	-	付与日(2016年10月11日) 以降、権利行使日まで
佐利 (左)	2017年 2 月23日から	2017年 2 月23日から	2017年 2 月23日から
権利行使期間 	2026年3月8日まで	2020年12月31日まで	2026年3月8日まで

	11 13 4 41	
	│ G C A 株式会社	GCA株式会社
	RSU-4新株予約権	RSU-5新株予約権
	当社又は当社子会社の取締	当社又は当社子会社の取締
付与対象者の区分及び人数	役、執行役員及び使用人11	役、執行役員及び使用人76
	名	名
ストック・オプション数	並、子供一十 000 470世	並字性士 4 400 000th
(注)1	普通株式 886,473株 	普通株式 1,469,000株
付与日	2017年 5 月29日	2018年7月3日
権利確定条件	(注3)	(注3)
対象勤務期間	-	-
+矢毛1/二/末廿188	2018年 2 月23日から	2019年 2 月23日から
権利行使期間 	2027年3月8日まで	2028年3月8日まで

- (注)1.株式数に換算して記載しております。
 - 2.2012年10月30日開催の取締役会決議に基づき、2013年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより第4回及び第6回新株予約権のストック・オプション数が調整されております。
 - 3.詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

938

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) 当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

	株式数	加重平均行使価格	株式数	加重平均行使価格
	 株	円	 株	円
期首未行使残高	10,188,800	714	10,810,423	650
付与	886,473	1	1,469,000	1
行使	131,450	831	108,850	816
失効	133,400	1,070	-	-
満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	10,810,423	650	12,170,573	570
期末行使可能残高	6,482,244	899	6,923,600	899
行使価格範囲		1円~1,225円		1円~1,225円
加重平均残存契約年数		5.4年		4.9年
	_	前連結会計年 (自 2017年1月 至 2017年12月3	1日 (自	連結会計年度 2018年1月1日 2018年12月31日)

(3)期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定 期中に付与されたストック・オプションの加重平均公正価値は、以下の前提条件に基づき、モンテカル ロ・シミュレーションを用いて評価しております。

1,046

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
G C A 株式会社 R S U - 4 新株予約権	G C A 株式会社 R S U - 5 新株予約権
191	139
904	850
1	1
42.4	33.9
2.3	2.2
3.9	4.1
0.0	0.0
	(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日) GCA株式会社 RSU-4新株予約権 191 904 1 42.4 2.3 3.9

⁽注) 予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する直近の株価実績に基づいて算定しております。

(4) 株式報酬費用

行使時平均株価(円)

連結損益計算書の売上原価に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度283百万円、当連結会計年度590百万円であります。

34. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じた企業価値の最大化に向けて、株主還元と財務健全性・柔軟性の確保に重点をおいた最適な資本構成を維持することを資本管理の基本方針としております。創出したキャッシュ・フローは、配当や自己株式の取得を通じて株主還元に充当しております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替変動リスク・金利リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

なお、金利リスクに関しては、変動金利の借入金により資金調達を行っておりますが、借入金を超える現金及び現金同等物を維持しております。現状においても支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えており、金利リスクに関する感応度分析の記載を省略しております。また、為替変動リスクに関しては、グローバルに事業活動を展開しておりますが、機能通貨以外の通貨で実施する取引の重要性が低いため、為替変動リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えており、為替変動リスクに関する感応度分析の記載を省略しております。

(3)信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。 当社グループは、アジア・北米・欧州の各地域に拠点を有しており、債権は広範囲の産業や地域に広がる 多数の取引先に対するものであります。このため、当社グループの経営者は、単独の相手先又はその相手先 が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していないものと判断しております。

重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を算 定しております。

予想信用損失の金額は、債権等を相手先の信用リスク特性に応じて区分し、その区分に応じて設定された 引当率を乗じて算定しております。当引当率は過去の信用損失及び現在把握している定性的な情報に基づき 将来の信用損失の発生可能性を考慮して設定しております。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

営業債権に対する貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

常に貸倒引当金を全期間の予想損失に等しい金額で測定し ている金融資産

	百万円
移行日 (2017年1月1日)	7
繰入額 (純額)	0
目的使用	-
その他	6
前連結会計年度	0
(2017年12月31日)	O .
繰入額(純額)	
目的使用	-
その他	0
当連結会計年度	10
(2018年12月31日)	12

金融資産のリスク分類別帳簿価額(貸倒引当金控除前)は、以下のとおりであります。なお、残高の大部分が延滞のない健全債権であります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
_	百万円	百万円	百万円
営業債権及びその他の債権 (全期間の予想損失に等しい金額で測定)	2,488	1,641	3,991

貸倒引当金の変動に影響を与えうるような総額での帳簿価額の著しい増減はありません。

なお、営業債権及びその他の債権以外の金融資産に係る信用リスクは限定的であり、貸倒引当金の金額は 重要性が乏しいため記載しておりません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

移行日(2017年1月1日)

移行日	(2017年1月	11日)						
	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
	 百万円	 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	 百万円
営業債務及びその他 の債務	849	849	849	-	-	-	-	-
借入金	75	80	16	16	15	15	7	8
前連結為	会計年度(20 帳簿価額)17年12月31 契約上の キャッ シュ・フ	日) 1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他 の債務	441	441	441	-	-	-	-	-
借入金	66	70	17	17	17	8	-	9
ファイナンス・リー ス債務	44	47	9	9	9	8	7	3
当事件	>計年度(20	018年12月31日	- \					
当 凭和 2	京司十友(20	契約上の	J)					
	帳簿価額	キャッ シュ・フ ロー	1 年以内	1 年超 2 年以内 	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内 	5 年超
	 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他 の債務	448	448	448	-	-	-	-	-
借入金	97	99	66	16	8	-	-	8
ファイナンス・リー ス債務	34	39	8	10	9	7	3	-

(5) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

レベル1:企業が測定日現在でアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における(無調整の)相場価格

レベル 2: 資産又は負債について直接又は間接に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場 価格以外のもの

レベル3:資産又は負債に関する観察可能でないインプット

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、報告期間の末日時点で発生したものとして認識しております。

償却原価で測定される金融商品

各年度末における償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

移行日(2017年1月1日)

	帳簿価額		公正伯	西値	
	戊/母 川台!	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	 百万円	百万円
資産:					
貸付金	658	-	-	658	658
敷金	233	-	-	233	233
合計	891	-	-	891	891
負債:					
借入金	75			75	75
合計	75	-		75	75

前連結会計年度(2017年12月31日)

	帳簿価額		公正 ⁻	価値	
	収得Щ銀	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
	 百万円	 百万円	百万円	 百万円	 百万円
資産:					
貸付金	663	-	-	663	663
敷金	270			270	270
合計	934			934	934
負債:					
借入金	66	-	-	66	66
ファイナンス・リース債務	44			44	44
合計	110	-		110	110

当連結会計年度(2018年12月31日)

	帳簿価額		公正伯	西値	
	Pt/專1叫合:	^表 海伽組		レベル3	 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産:					
貸付金	883	-	-	883	883
敷金	274	-		274	274
合計	1,158	-	-	1,158	1,158
負債:					
借入金	97	-	-	97	97
ファイナンス・リース債務	34	-	-	34	34
合計	132	-		132	132

- (注) 1. ファイナンス・リース債務については、IFRS第9号において償却原価で測定する金融負債に該当いたしません。
 - 2.短期間で決済される帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、未払金は、上表に含めておりません。

上記の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

(貸付金)

貸付金の公正価値は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せ した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(敷金)

敷金の公正価値は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(借入金)

借入金の公正価値は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ファイナンス・リース債務)

ファイナンス・リース債務の公正価値は、財政状態計算書における重要性が無いため、最低リース料残 高に対して当初認識時のリース計算利子率等で割引いた現在価値により算定しております。よって、公正 価値は当該帳簿価額によっております。

公正価値で測定される金融商品

各年度末における公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

移行日(2017年1月1日)

7.		/ III	法
77.	IFI	IM 1	

レベル1	レベル 2	レベル3	合計
百万円	百万円	百万円	百万円
-	_	274	274

株式及び出資金

前連結会計年度(2017年12月31日)

公正価値

	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
_	百万円	百万円	百万円	百万円
	-	-	347	347

株式及び出資金

当連結会計年度(2018年12月31日)

公正価値

レベル1	レベル 2	レベル3	合計
百万円	百万円	百万円	百万円
_	-	462	462

上記の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

(株式及び出資金)

株式及び出資金

株式及び出資金の公正価値については、主に将来キャッシュ・フローに基づく評価技法により算定しております。

レベル3に分類された金融商品の公正価値測定は以下のとおりであります。

評価技法及びインプット

株式及び出資金の公正価値の測定に使用された観察可能でないインプットを使用した公正価値(レベル3)の評価技法及びインプットは、下記のとおりであります。

	観察可能でないイン - プット	観察可能でないインプットの範囲			
評価技法		移行日 2017年 1 月 1 日	前連結会計年度 2017年12月31日	当連結会計年度 2018年12月31日	
ディスカウント・キャッシュ・	割引率	0.2% ~ 5.0%	4.0%	4.7%	

評価プロセス

当社の財務及び経理部門の担当者は、社内規定に基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しております。また、測定に高度な知識及び経験を必要とする金融商品で、その金融商品が金額的に重要である場合には、公正価値測定に外部の評価専門家を利用しております。各四半期末日において実施した金融商品の公正価値の測定結果は外部専門家の評価結果を含めて、部門管理者による公正価値の増減分析結果などのレビュー及び承認を経て、当社取締役会に報告しております。

レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
	百万円	百万円	
期首残高	274	347	
利得及び損失(注)	58	0	
取得	139	119	
処分	-	-	
レベル 3 からの振替	-	-	
その他	8	4	
期末残高	347	462	

⁽注)利得及び損失は、各報告期間の末日時点の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「金融収益」又は「金融費用」に含まれております。

35. 重要な子会社 当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合 (%)
GCA Advisors, LLC.	 米国 デラウェア州	アドバイザリー事業	100.0
GCA Altium Corporate Finance Ltd.	英国 ロンドン	アドバイザリー事業	100.0
GCA Altium Limited	英国 ロンドン	アドバイザリー事業	100.0
GCA Altium AG (Switzerland)	スイス チューリッヒ	アドバイザリー事業	100.0
GCA Altium AG (Germany)	ドイツ ミュンヘン	アドバイザリー事業	100.0
GCA Altium s.r.l.	イタリア ミラノ	アドバイザリー事業	100.0
GCA Altium Israel Ltd.	イスラエル テルアビ ブ	アドバイザリー事業	100.0
GCA India Investment Advisers Private Limited	インド ムンバイ	アドバイザリー事業	100.0
基師亜(上海)投資諮詢有限公司	中国 上海	アドバイザリー事業	100.0
GCA Singapore Private Limited	シンガポール	アドバイザリー事業	100.0
GCA Taiwan Co.,Ltd.	台湾 台北	アドバイザリー事業	100.0
GCA Vietnam LLC.	ベトナム ホーチミン	アドバイザリー事業	100.0
GCA FAS(株)	東京都 千代田区	アドバイザリー事業	100.0
G A(株)	東京都 千代田区	アドバイザリー事業	100.0
GCAテクノベーション(株)	東京都 千代田区	アドバイザリー事業	100.0
M C o(株)	東京都 中央区	アセットマネジメント 事業	60.0

当連結会計年度に、取得・設立等により連結子会社とした会社は2社になります。

36. ストラクチャード・エンティティ

(1) 連結しているストラクチャード・エンティティ

連結しているストラクチャード・エンティティとして、当社が保有する合同会社があります。当該合同会社は、支配の決定に際して議決権又は類似の権利が支配の決定的な要因とならないように設計されておりますが、当社が運営を支配していると判断したものであります。

当社グループが連結しているストラクチャード・エンティティに重要な財務的支援を提供する契約上の義務はありません。また、契約上の義務なしに重要な財務的支援又はその他の重要な支援を提供したことはなく、提供する意思もありません。

(2) 非連結のストラクチャード・エンティティ

連結していないストラクチャード・エンティティとして、当社グループが保有する投資ファンドがあります。当社グループは、投資事業有限責任組合等の無限責任組合員として、当該組合の業務執行を行っております。当社グループは、当該投資事業有限責任組合等の総出資約束金額の1%相当の出資約束を契約しております。

非連結のストラクチャード・エンティティの規模、当社グループの当該エンティティに対する投資の帳簿 価額、及び当社グループの潜在的な最大エクスポージャーは以下のとおりであります。

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
	百万円	 百万円	百万円
非連結のストラクチャード・エンティティの総出資約束金額(合算)	95,100	72,500	89,700
当社グループが認識した投資の帳簿価額	98	143	262
当社グループの最大エクスポージャー	700	631	831

連結財務諸表上、当社グループが認識する投資は「その他の金融資産」(流動資産)に含めて表示しております。当社グループが非連結のストラクチャード・エンティティに対して認識している負債はありません。

当該組合は出資金額の範囲で投資を実施しているため、当社グループの潜在的な最大損失エクスポージャーは、履行済み未回収出資額及び未履行出資額の合計です。なお、当社グループの潜在的な最大損失エクスポージャーは生じうる最大の損失額を示すものであり、ストラクチャード・エンティティに関与することにより見込まれる損失の金額を意味するものではありません。

当社グループが非連結のストラクチャード・エンティティに重要な財務的支援を提供する契約上の義務はありません。また、契約上の義務なしに重要な財務的支援又はその他の重要な支援を提供したことはなく、提供する意思もありません。

37. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

会社の名称又は氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	未決済残高 (百万円)
アレクサンダー・エム・グルンワルド	当社取締役	資金の貸付	-	152

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

貸付金利等の契約条件については、市場金利等を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しており、取引対価は 現金であります。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

会社の名称又は氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	未決済残高 (百万円)
アレクサンダー・エム・グルンワルド	当社取締役	資金の貸付	-	148
サッシャ・ファイファー	当社取締役	資金の貸付	160	160

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

貸付金利等の契約条件については、市場金利等を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しており、取引対価は 現金であります。

(2) 当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	
	百万円	 百万円
短期従業員給付	1,864	2,734
退職後給付	2	2
株式報酬	99	41
合計	1,965	2,779

- 38. 偶発事象 該当事項はありません。
- 39. コミットメント 該当事項はありません。
- 40.後発事象 該当事項はありません。

41. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2017年12月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2017年1月1日であります。

IFRS第1号の免除規定

IFRSでは、IFRSを初めて適用する会社(以下、初度適用企業)に対して、原則として、IFRSで要求される基準を遡及して適用することを求めております。ただし、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」(以下、IFRS第1号)では、IFRSで要求される基準の一部について強制的に免除規定を適用しなければならないものと任意に免除規定を適用するものを定めております。これらの規定の適用に基づく影響は、IFRS移行日において利益剰余金、又はその他の資本の構成要素で調整しております。当社が日本基準からIFRSへ移行するにあたり、採用した主な免除規定は次のとおりであります。

・企業結合

初度適用企業は、IFRS移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号「企業結合」(以下、IFRS第3号)を遡及適用しないことを選択することが認められております。当社グループは、当該免除規定を適用し、移行日前に行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことを選択しております。

・株式報酬

IFRS第1号では、2002年11月7日以後に付与され、IFRS移行日又は2005年1月1日のいずれか遅い日より前に権利確定した株式報酬に対して、IFRS第2号「株式に基づく報酬」(以下、IFRS第2号)を適用することを奨励しておりますが、要求はされておりません。当社グループは、移行日より前に権利確定した株式報酬に対しては、IFRS第2号を適用しないことを選択しております。

・在外営業活動体の換算差額

IFRS第1号では、IFRS移行日現在の在外営業活動体の換算差額の累計額をゼロとみなすことを選択することが認められております。当社グループは、在外営業活動体の換算差額の累計額を移行日現在でゼロとみなすことを選択しております。

IFRS第1号の強制的な例外規定

IFRS第1号では、「見積り」、「金融資産及び金融負債の認識の中止」、「非支配持分」及び「金融資産の分類及び測定」等について、IFRSの遡及適用を禁止しております。当社はこれらの項目について移行日より将来に向かって適用しております。

また、当社はIFRSによる連結財務諸表を作成するにあたり、既に開示された日本基準による連結財務諸表に対して必要な調整を加えております。

IFRSを初めて適用した連結会計年度において開示が求められる調整表は、以下のとおりです。

「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識・測定の差異」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は以下のとおりであります。 2017年1月1日(IFRS移行日)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測 定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	11,139	97	34	11,272		現金及び現金同等物
売掛金	2,467	20	7	2,480		営業債権及びその他の債 権
有価証券	97	3	-	101	(2)	その他の金融資産
営業投資有価証券	98	98	-	-	(2)	
繰延税金資産	416	416	-	-	(4)	
	-	439	3	442	(1)	未収法人所得税等
その他	1,243	469	0	774	(1)	その他の流動資産
貸倒引当金	7	7				
	15,456	416	30	15,070		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	1,332	-	79	1,412		有形固定資産
無形固定資産	9,390	-	371	9,761		のれん及び無形資産
投資有価証券	157	807	100	1,065	(2)(5)	その他の金融資産
関係会社株式	39	39	-	-		
長期貸付金	656	656	-	-	(2)	
その他	213	111	19	82	(5)	その他の非流動資産
繰延税金資産	142	416	76	635	(4)	繰延税金資産
固定資産合計	11,932	416	608	12,957		非流動資産合計
資産合計	27,389		638	28,028		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測 定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
負債の部						負債
流動負債						流動負債
未払金	5,592	4,743	0	849	(1)	営業債務及びその他の債
₩	0,002	7,740	U	0-13	(1)	務
	-	12	-	12		借入金
	-	240	-	240	(2)	その他の金融負債
未払法人税等	360	-	9	369		未払法人所得税等
その他	1,008	4,731	197	5,938	(1)(6)	その他の流動負債
流動負債合計	6,962	240	207	7,410		流動負債合計
固定負債						非流動負債
	-	63	-	63		借入金
	-	79	-	79		退職給付に係る負債
	-	-	132	132	(5)	引当金
その他	598	383	-	215	(2)	その他の非流動負債
固定負債合計	598	240	132	490		非流動負債合計
負債合計	7,561		340	7,901		負債合計
純資産の部						資本
資本金	203	-	-	203		資本金
資本剰余金	13,772	-	16	13,756		資本剰余金
利益剰余金	5,379	-	1,156	4,222	(8)(9)	利益剰余金
自己株式	795	-	-	795		自己株式
その他の包括利益累計額	400	677	4 470	0.044	(7) (0)	スの他の姿才の様式而事
合計	490	677	1,472	2,641	(7)(8)	その他の資本の構成要素
新株予約権	677	677	-	-	(7)	
	40.700			20, 000		親会社の所有者に帰属す
	19,728	-	299	20,028		る持分合計
非支配株主持分	99	-	0	98		非支配持分
純資産合計	19,828		298	20,126		資本合計
負債純資産合計	27,389		638	28,028		負債及び資本合計

2017年12月31日 (直近の日本基準の連結財務諸表作成日)現在の資本に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測 定の差異 	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	12,724	-	-	12,724		現金及び現金同等物
売掛金	1,616	24	-	1,640		営業債権及びその他の債 権
有価証券	95	143	-	238	(2)	その他の金融資産
営業投資有価証券	143	143	-	-	(2)	
繰延税金資産	410	410	-	-	(4)	
未収還付法人税等	475	-	-	475		未収法人所得税等
その他	402	25	-	377		その他の流動資産
貸倒引当金	0	0				
流動資産合計	15,866	410	-	15,456		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産	1,253	-	70	1,324		有形固定資産
無形固定資産	9,044	-	1,357	10,401	(3)	のれん及び無形資産
投資有価証券	54	801	186	1,043	(2)(5)	その他の金融資産
長期貸付金	663	663	-	-	(2)	
その他	329	138	25	165	(5)	その他の非流動資産
繰延税金資産	174	410	78	662	(4)	繰延税金資産
固定資産合計	11,520	410	1,668	13,598		非流動資産合計
資産合計	27,387		1,668	29,055		資産合計

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測 定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
負債の部						負債
流動負債						流動負債
未払金	6,146	5,704	-	441	(1)	営業債務及びその他の債 務
	-	15	-	15		借入金
	-	236	-	236	(2)	その他の金融負債
未払法人税等	492	-	-	492		未払法人所得税等
その他	876	5,679	186	6,743	(1)(6)	その他の流動負債
	7,515	227	186	7,930		流動負債合計
固定負債						非流動負債
	-	50	-	50		借入金
	-	35	-	35		その他の金融負債
	-	190	-	190		退職給付に係る負債
	-	-	132	132	(5)	引当金
その他	669	505	-	164	(2)	その他の非流動負債
固定負債合計	669	227	132	574		非流動負債合計
負債合計	8,185		319	8,504		負債合計
純資産の部						資本
資本金	258	-	-	258		資本金
資本剰余金	13,828	-	17	13,811		資本剰余金
利益剰余金	3,481	-	23	3,504	(8)(9)	利益剰余金
自己株式	795	-	-	795		自己株式
その他の包括利益累計額 合計	1,483	796	1,343	3,623	(7)(8)	その他の資本の構成要素
新株予約権	796	796			(7)	
	19,052	-	1,349	20,402		親会社の所有者に帰属す る持分合計
非支配株主持分	148		0	147		非支配持分
純資産合計	19,201	-	1,348	20,550		資本合計
負債純資産合計	27,387		1,668	29,055		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記

(1) 未収法人所得税及び未払金の振替

日本基準では流動資産の「その他」に含めていた未収法人所得税については、IFRSでは区分掲記しております。また、日本基準では流動負債の「未払金」に含めていた未払賞与については、IFRSでは「その他の流動負債」に振替えて表示しております。

(2) その他の金融資産及び金融負債の振替

日本基準では区分掲記していた「営業投資有価証券」については、IFRSでは「その他の金融資産(流動)」に、「投資有価証券」及び「長期貸付金」については、IFRSでは「その他の金融資産(非流動)」に それぞれ振替えて表示しております。また、日本基準では、非上場株式を移動平均法による原価法により計上しておりましたが、IFRSでは公正価値で評価しております。

また、日本基準では固定負債の「その他」に含めていた長期未払金は、IFRSでは「その他の金融負債(流動)」に振替えて表示しております。

(3) のれん及び無形資産の振替

日本基準ではのれんを償却しておりますが、IFRSでは償却しないため、日本基準で計上したのれん償却額を戻し入れております。

(4) 繰延税金資産及び繰延税金負債の振替、繰延税金資産の回収可能性の再検討

IFRSでは繰延税金資産・負債については、流動・非流動を区別することなく、全て非流動項目に分類する ものとされているため、流動項目に計上している繰延税金資産・負債については非流動項目に振替えており ます。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

(5) 引当金の振替

日本基準では敷金に含めていた資産除去債務は、IFRSでは「引当金」に組替えて表示しております。日本 基準では敷金を固定資産の「その他」に含めていましたが、IFRSでは「その他の金融資産(非流動)」に振 り替えております。

(6) その他の流動負債の振替

日本基準では会計処理をしていなかった未消化の有給休暇について、IFRSでは「その他の流動負債」として負債計上しております。

(7) その他の資本の構成要素の振替

日本基準では区分掲記していた「新株予約権」については、IFRSでは「その他の資本の構成要素」に組替えて表示しております。

(8) 在外子会社に係る累積換算差額の振替

初度適用に際して、IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、移行日における累積換算差額を全て 利益剰余金に振替えております。

(9) 利益剰余金に対する調整

	移行日 (2017年1月1日)	前連結会計年度 (2017年12月31日)
	 百万円	 百万円
有形固定資産の計上額の調整	66	71
未払有給休暇に対する調整	116	104
新株予約権に対する調整	1,963	2,127
のれんに対する調整	-	1,290
在外子会社に係る累積換算差額の振替	854	854
その他	75	38
小計	1,234	54
税効果による調整	76	77
非支配持分に係る調整	0	0
合計	1,156	23

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度) に係る損益及び包括利益に対する調整

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識・測 定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
	百万円	百万円	百万円	百万円		
売上高	19,754	-	14	19,769		売上収益
売上原価	14,888	2	153	15,040	(2)	売上原価
売上総利益	4,865	2	138	4,729		売上総利益
販売費及び一般管理費	4,142	0	1,287	2,853	(3)	販売費及び一般管理費
	-	68	0	67	(1)	その他の営業収益
	-	39	5	45	(1)	その他の営業費用
営業利益	723	31	1,142	1,898		営業利益
営業外収益	85	85	-	-	(1)	
営業外費用	39	39	-	-	(1)	
特別損失	94	94	-	-	(1)	
	-	16	-	16	(1)	金融収益
	-	97	36	61	(1)	金融費用
税金等調整前当期純利益	674		1,179	1,853		税引前利益
法人税、住民税及び事業税	330	206	1	535	(4)	法人所得税費用
法人税等調整額	206	206	-	-	(4)	
当期純利益	137		1,180	1,318		当期利益
その他の包括利益						その他の包括利益
その他有価証券評価差額	2		2			
金	2	-	2	-		
						純損益に振り替えられるこ
						とのない項目
	-	-	0	0		確定給付制度の再測定
	_	_	0	0		純損益に振り替えられるこ
						とのない項目合計
						純損益に振り替えられる可
						能性のある項目
為替換算調整勘定	990	-	291	698		在外営業活動体の換算差 額
	-	-	291	698		純損益に振り替えられる可 能性のある項目合計
その他の包括利益合計	992		293	698		税引後その他の包括利益
包括利益	1,129		897	2,017		当期包括利益
巴拉利河	1,129					3 型 巴拉 利 鱼

損益及び包括利益に対する調整に関する注記

(1)表示科目に対する調整

日本基準では「営業外収益」、「営業外費用」及び「特別損失」に表示していた項目を、IFRSでは財務関係損益については「金融収益」及び「金融費用」として計上し、それ以外の項目については、「その他の営業収益」、「その他の営業費用」等に表示しております。

(2) 株式報酬費用

日本基準ではRSUストック・オプションの付与日から権利確定日の直前までの間に、権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じた場合、見直し後のストック・オプション数に基づくストック・オプションの公正な評価額に基づき、その期までに費用として計上すべき額と、これまでに計上した額との差額を見直した期の損益として計上し、その他の有償ストック・オプションについては費用を認識しておりません。

IFRSでは権利確定条件以外の条件が付されたストック・オプションについては、権利確定条件以外の条件をストック・オプション付与日の公正価値の測定に反映し、権利確定条件の付されたストック・オプションのうち株式市場条件以外の条件が付されたストック・オプションについては、株式市場条件以外の条件を反映した権利が確定すると見込まれる数及び公正価値に基づいて測定した金額を費用処理しております。このため、日本基準で権利確定条件以外の条件が付されたストック・オプションの付与日から権利確定日の直前までの間に計上した損益の取消を行うとともに、権利確定条件の付されたストック・オプションのうち株式市場条件以外の条件が付されたストック・オプションの移行日以降の株式市場条件以外の条件を反映した権利が確定すると見込まれる数及び公正価値に基づいて測定した金額を費用として認識しております。

(3) のれんの償却

日本基準では償却処理をしていたのれんについて、IFRSでは償却を行わないものとして認識しております。

(4) 法人所得税費用

日本基準では「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を区分掲記しておりましたが、IFRSでは「法人所得税費用」として一括して表示しております。また、IFRSの適用に伴い、全ての繰延税金資産の回収可能性を再検討しております。

EDINET提出書類 G C A株式会社(E05733) 有価証券報告書

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)(直近の日本基準の連結財務諸表作成年度) に係るキャッシュ・フローに対する調整

日本基準に準拠し開示していた連結キャッシュ・フロー計算書と、IFRSに準拠し開示されている連結キャッシュ・フロー計算書に、重要な差異はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	4,247	10,427	15,270	26,654
税金等調整前四半期純利益又 は税金等調整前当期純損失金 額(百万円)	86	554	625	202
親会社株主に帰属する四半期 純利益又は親会社株主に帰属 する四半期(当期)純損失金 額 (百万円)	83	184	127	721
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期(当 期)純損失金額(円)	2.19	4.85	3.36	18.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1 株当たり四半期純利益金額				
又は1株当たり四半期純損失	2.19	7.03	1.49	22.30
金額(円)				

- (注)1.当連結会計年度における四半期情報については、日本基準により作成しております。
 - 2. 当連結会計年度および第4四半期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査又はレビューを受けておりません。

決算日後の状況 特記事項はありません。

訴訟

特記事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:百万円)

古歌			(単位:百万円)
対象的語		前事業年度 (2017年12日31日)	当事業年度 (2018年12日31日)
現金及び預金	資産の部	(2017年12月31日)	(2010年12月31日)
現金及び確全 3,136 1,955 売掛金 724 2,886 前払費用 126 100 接延校会問産 215 347 未収金 940 2,744 未収益付法人税等 70 5-26 子の他 100 81 透過度過度 8-71 8-71 財政定費産 75 133 工具、器具及び備品 71 8-8 有形固定資産合計 147 22-25 無形固定資産合計 79 60 投資その他の資産 99 66 関係会社株式 11,130 12,705 長期貸付金 658 567 長期貸付金 658 567 提延経金質 134 392 投資その他の資産 11,276 14,076 投資を合計 12,276 14,076 投資金計 12,276 14,076 設定会計 12,276 14,076 財産会計 12,276 14,077 支援の計 12,276 14,077 支援の計 12,276 <td></td> <td></td> <td></td>			
前払費用 126 100		3,136	1,952
#無疑れ会資産 215 344 表収入金 940 2.744 未収及合法人税等 70 5 5 5 88 3 3 9 5 5 88 3 3 9 5 5 88 3 3 9 5 6 5 6 6 7 6 8 3 3 9 5 6 6 7 6 8 3 3 9 6 6 7 6 8 3 3 9 6 6 7 6 8 3 3 9 6 6 7 6 8 3 3 9 6 6 7 6 8 3 3 9 6 7 6 8 3 3 9 6 7 6 8 3 3 9 6 7 6 8 3 3 9 6 7 6 8 3 3 9 6 7 6 8 3 8 3 9 6 7 6 8 3 8 3 9 6 7 7 6 8 3 3 9 6 7 7 6 8 3 3 9 6 7 7 6 8 3 3 9 6 7 7 8 8 7 7 8 8 7 7 8 8 7 7 8 9 7 8 7 8	売掛金	724	2,886
未収点台法人税等 70 - 14 未収速付法人税等 70 - 59 その他 100 81 活動資産合計 5,926 8,74 固定関産 - 75 137 再形固定資産 71 88 有形固定資産合計 71 88 有形固定資産合計 79 66 投資その他の資産 - 79 66 投資その他の資産 - 79 66 投資その他の資産 - 11,130 12,703 展現投資産金計 79 66 投資その他の資産 - 134 39 その他 23 414 投資その他の資産合計 12,216 14,07 固定資産合計 12,216 14,07 財債 12,216 14,07 財債 20 25 未払金 776 83 支援債 42 20 東大公費用 21 47 費与引出金 672 1,28 東大公費 1 46 その他 95 88	前払費用	126	103
未収慮付法人税等 70 59 日期貸付金 610 59 その他 100 81 流動資産合計 5,926 8,714 固定資産 75 137 再終固定資産合計 71 88 有形固定資産合計 147 225 無形固定資産合計 79 66 投資その他の資産 9 65 関係会社株式 11,130 12,703 長期貸付金 658 567 接延税金置産 134 393 その他 293 414 投資子の他の資産を計 12,43 14,564 提近合計 12,43 14,564 投資の 25 14,564 資産合計 12,43 14,564 負債の部 200 25 活動負債 200 25 未払金 776 83 未払金 776 83 未払金 776 83 未払金 776 83 未払金 1,956 3,396	繰延税金資産	215	347
短期値付金 100	未収入金	940	2,744
その他 100 81 流動資産合計 5,926 8,714 固定資産 8 再形固定資産 75 137 工具、器具及び帰品 71 88 有形固定資産合計 147 225 無形固定資産合計 79 66 外フトウエア 79 66 無形固定資産合計 79 66 規模その他の資産 11,130 12,703 長期貸付金 68 56 海線延私金資産 134 38 その他 293 414 投資での他の資産合計 12,216 14,304 資産合計 12,216 14,304 資産合計 12,443 14,364 資産の部 200 250 未払金 776 830 未払金 1,956 3,388 通費付金計 1,956 3,588 機関合計 1,956 3,588 機関金合計 143 19 資産合計 1,13 19 資産合計 1,13 19	未収還付法人税等	70	-
流動資産合計	短期貸付金	610	598
西上資産 1	その他	100	81
特別国定資産 建物附属設備 75 137 137 136	流動資産合計	5,926	8,714
建物所属設備 75	固定資産		
工具、器具及び構品 71 88 有形固定資産合計 147 225 無形固定資産 79 60 ソフトウエア 79 60 無形固定資産合計 79 60 投資その他の資産 11,130 12,703 機能受力性の資産 134 393 未必確 293 414 投資その他の資産合計 12,216 14,078 固定資産合計 18,370 23,078 資債の部 200 250 未払金 776 833 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払費用 1,956 3,398 固定負債 1,956 3,398 固定負債 143 190 固定負債合計 1,20 3,588 純資本金 2,100 3,588 純資本金 258 30 資本本金 258 30 資本事余金 13,719 13,716 資本事余金 13,719 13,716 資本事余金計 13,828 13,873 科益和余金合計 2,180 2,390 <tr< td=""><td>有形固定資産</td><td></td><td></td></tr<>	有形固定資産		
## 147 225 ## 147 225 ## 147 225 ## 147 225 ## 147 225 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 60 ## 147 79 79 60 ## 147 79 79 60 ## 148 79 79 79 60 ## 148 79 79 79 79 79 ## 148 79 79 79 ## 148 79 79 79 ## 148 79 79 79 ## 148 79 79 ## 148 79 79 ## 148 79 79 ## 148 79 79 ## 148 79 ## 14	建物附属設備		137
無形固定資産 ソフトウエア 79 60 無形固定資産合計 79 60 投資その他の資産 関係会社株式 11,130 12,703 長期貸付金 658 566 操延税金資産 134 392 その他 293 414 投資その他の資産合計 12,216 14,076 固定資産合計 12,443 14,364 資産合計 18,370 23,076 負債の部 流動負債 短期借入金 200 255 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 466 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,396 固定負債合計 1,956 3,396 固定負債合計 1,956 3,396 固定負債合計 1,956 3,396 固定負債合計 1,956 3,396 総務的付引当金 143 190 自信合計 1,956 3,396 総務的可能 株主資本 資本率権金 143 190 自信合計 2,100 3,588 純資産の部 株主資本 資本率権金 108 15,715 資本判余金 資本準備金 108 15,715 資本判余金合計 13,828 13,715 対統制余金合計 2,180 2,390 科益剩余金合計 2,180 2,390 科益剩余金合計 2,180 2,390 株主資本合計 15,472 15,773 新株予約権 795 3,716 統領産合計 15,472 15,773 新株予約権 796 3,716 統領産合計 15,472 15,773	工具、器具及び備品	71	88
ソフトウエア 無形固定資産合計 79 60 円標度の他の資産 関係会社株式 11,130 12,703 長期貸付金 658 567	有形固定資産合計	147	225
無形固定資産合計	無形固定資産		
投資その他の資産	ソフトウエア	79	60
関係会社株式 長期貸付金 11,130 12,705 長期貸付金 658 567 縁延税金資産 134 359 その他 293 414 投資その他の資産合計 12,216 14,076 固定資産合計 12,443 14,364 資産合計 18,370 23,076 負債の部 流動負債 200 250 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 466 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,39 固定負債 143 190 固定負債 143 190 國友負債 2,100 3,586 純資本町の部 株主資本 資本準備金 2,100 3,586 検達本事余金 資本準備金 108 154 その他資産計 13,719 13,719 資本準備金 108 154 その他利益剰余金 13,828 13,875 利益剰余金合計 13,828 13,875 利益剰余金合計 2,180 2,390 利益剰余会合計 2,180 2,390 利益剰余会合計 2,180 2,390 利益剰余会計 2,180 2,390 利益剰余会合計 7,75 7,95 新米子約権 796 3,716 統員	無形固定資産合計	79	60
長期貸付金 658 567 繰延税金資産 134 392 その他 293 414 投資その他の資産合計 12,216 14,076 固定資産合計 12,443 14,364 資産合計 18,370 23,076 負債の部 流動負債 200 250 未払金 776 830 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 46 その他 95 86 流動負債合計 1,956 3,395 固定負債 143 190 負債合計 2,100 3,585 純資産の部 大生資本 143 190 大生資本 258 304 資本準備金 258 304 資本率備金 108 154 その他資本剩余金 13,719 13,719 資本利余金合計 13,829 13,879 資本製金会計 13,829 13,879 資本製土利金会合計 13,829 13,879 利益剩余金合計 2,180 2,390 利益剩余会合計	投資その他の資産		
繰延税金資産 134 392 その他 293 414 投資その他の資産合計 12,216 14,076 固定資産合計 12,443 14,366 資産合計 18,370 23,076 負債の部 300 250 未払費用 200 250 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 466 その他 95 86 流動負債合計 1,956 3,396 固定負債合計 143 190 負債合計 2,100 3,586 純資産の部 2,100 3,586 純資本組余金 13,719 3,716 資本準備金 13,719 13,719 資本準余金 13,719 13,719 資本期余金合計 13,828 13,873 利益剰余金 2,180 2,390 利益剰余金合計 2,180 2,390 利益剰余金合計 2,180 2,390 株主資本合計 15,472 15,773 新株子的権 796 3,716 純資産合計 16,269 19,486	関係会社株式	11,130	12,703
その他 投資その他の資産合計 12,216 14,076 固定資産合計 資産合計 12,443 14,364 資産合計 済職負債 18,370 23,076 短期借入金 200 250 未払費用 211 477 買与引当金 672 1,282 未払费用 211 477 買与引当金 672 1,282 未払责人税等 - 468 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,396 固定負債合計 143 190 負債合計 2,100 3,586 純資産の部 258 304 資本金 258 304 資本本佣金 108 15,472 資本専業会合計 13,719 13,719 資本利余会合計 13,828 13,873 利益剩余金 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 利益剩余会合計 2,180 2,390 利益剩余会合計 2,180 2,390 新株主資本合計 7,95 7,95 新株主資本合計 15,472 15,772 新株夫公権 796 3,716 新株主資本合計 </td <td>長期貸付金</td> <td>658</td> <td>567</td>	長期貸付金	658	567
投資その他の資産合計 12,216 14,076 固定資産合計 12,443 14,364 資産合計 18,370 23,076 負債の部 流動負債 短期借入金 200 250 未払金 776 830 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 468 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,386 固定負債 143 190 固定負債合計 2,100 3,586 純資産の部 株主資本 資本金 258 304 資本率備金 108 154 その他資本剰余金 13,719 13,719 資本事余金合計 13,828 13,873 利益剰余金 2,180 2,390 利益剰余金合計 2,180 2,390 利益剰余金合計 2,180 2,390 利益剰余金合計 2,180 2,390 財益剰余金合計 2,180 2,390 財益剰余金合計 2,180 2,390 財益剰余金合計 2,180 2,390 財益剰余合計 2,180 2,390 財益剰余合計 2,180 2,390 株主資本合計 15,472 15,773 新杯子外格 796 <t< td=""><td>繰延税金資産</td><td>134</td><td>392</td></t<>	繰延税金資産	134	392
固定資産合計	その他	293	414
資産合計18,37023,076負債の部 流動負債200250 未払金776830 未払費用未払費用211477 質与引当金6721,286 未払法人税等その他9588 派動負債合計1,9563,395固定負債143190退職給付引当金143190遺職給付引当金143190直定負債143190負債合計2,1003,586純資産の部2,1003,586純資産の部258304資本剩余金 資本剩余金 資本剩余金合計13,71913,715資本剩余金合計13,71913,715資本剩余金合計13,71913,715資本剩余金合計13,71913,715資本剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390科益剩余金合計2,1802,390科益剩余金合計2,1802,390科益剩余金合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,485	投資その他の資産合計	12,216	14,078
負債の部流動負債200250未払金776830未払費用211477賞与引当金6721,282未払法人税等-469その他9588流動負債合計1,9563,398固定負債143190固定負債合計143190負債合計2,1003,588純資産の部******株主資本258304資本剩余金258304資本剩余金108154その他資本剩余金13,71913,719資本剩余金合計13,82813,873利益剩余金2,1802,390利益剩余金2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390科益剩余金合計2,1802,390科益剩余金合計2,1802,390科益剩余金合計2,1802,390株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,485	固定資産合計	12,443	14,364
流動負債	資産合計	18,370	23,078
短期借入金 200 250 未払金 776 830 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 465 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,398 固定負債 143 190 負債合計 2,100 3,588 純資産の部 *** *** 株主資本 258 304 資本組金 258 304 資本組金会合計 13,719 13,718 資本組金会合計 13,719 13,718 資本剩余金合計 13,719 13,718 資本剩余金合計 13,828 13,873 利益剩余金 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 科益剩余金合計 2,180 2,390 株主資本合計 15,472 15,772 新株予約権 796 3,716 純資産合計 16,269 19,485	負債の部		
未払金 776 830 未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 466 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,396 固定負債 143 190 固定負債合計 143 190 負債合計 2,100 3,586 純資産の部株主資本 258 304 資本剰余金 258 304 資本利余金 13,719 13,719 資本剰余金合計 13,828 13,873 利益剰余金 2,180 2,390 科益剰余金合計 2,180 2,390 財益剰余金合計 2,180 2,390 株主資本合計 15,472 15,773 新株子約権 795 795 株主資本合計 15,472 15,773 新株子約権 796 3,716 純資産合計 16,269 19,485	流動負債		
未払費用 211 477 賞与引当金 672 1,282 未払法人税等 - 465 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,398 固定負債 143 190 固定負債合計 143 190 負債合計 2,100 3,588 純資産の部 258 304 資本無資本 258 304 資本無倉金 108 154 その他資本剰余金 13,719 13,719 資本無余金合計 13,828 13,873 利益剩余金合計 13,828 13,873 利益剩余金 2,180 2,390 利益剩余金合計 2,180 2,390 村益剩余金合計 2,180 2,390 科益剩余金合計 2,180 2,390 株主資本合計 795 795 株主資本合計 15,472 15,773 新株予約権 796 3,716 純資産合計 16,269 19,485	短期借入金	200	250
賞与引当金6721,282未払法人税等-468その他9588流動負債合計1,9563,398固定負債143190固定負債合計143190負債合計2,1003,588純資産の部*********************************	未払金	776	830
未払法人税等 - 466 その他 95 88 流動負債合計 1,956 3,398 固定負債 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	未払費用	211	477
その他9588流動負債合計1,9563,398固定負債143190固定負債合計143190負債合計2,1003,588純資産の部*********************************	賞与引当金	672	1,282
流動負債合計1,9563,396固定負債143190固定負債合計143190負債合計2,1003,586純資産の部 株主資本258304資本剰余金258304資本利余金108154その他資本剩余金合計13,71913,719資本剩余金合計13,82813,875利益剩余金2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390科益剩余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,485	未払法人税等	-	469
固定負債 退職給付引当金	その他	95	88
退職給付引当金143190固定負債合計2,1003,588純資産の部 株主資本258304資本和余金258304資本利余金108154その他資本剩余金13,71913,718資本剩余金合計13,82813,873利益剩余金2,1802,390科益剩余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,485		1,956	3,398
固定負債合計143190負債合計2,1003,588純資産の部株主資本資本金258304資本剰余金108154その他資本剰余金13,71913,719資本剰余金合計13,82813,873利益剰余金2,1802,390科益剰余金合計2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,485			
負債合計2,1003,588純資産の部 株主資本 資本金 資本剰余金 	退職給付引当金	143	190
純資産の部株主資本258304資本額余金258304資本準備金108154その他資本剩余金13,71913,719資本剩余金合計13,82813,873利益剩余金2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390利益剩余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,485	固定負債合計	143	190
株主資本 資本金 資本剰余金258 資本期余金304 資本 資本利金金108 154 13,719154 13,719資本剰余金合計 利益剰余金 繰越利益剰余金 繰越利益剰余金 無越利益剰余金 特主資本合計 株主資本合計 新株子約権 知養養 15,472 16,2692,390 2,390 3,716 3,716 4,882	負債合計	2,100	3,588
資本金 資本剩余金 資本準備金258 資本準備金304 154 165 166 166 167 168 167 168 167 168 167 168 167 168 169 164 164 164 164 164 164 165 165 166 <br< td=""><td></td><td></td><td></td></br<>			
資本剰余金108154その他資本剰余金13,71913,719資本剰余金合計13,82813,873利益剰余金2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
資本準備金108154その他資本剰余金13,71913,719資本剰余金合計13,82813,873利益剰余金2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488		258	304
その他資本剰余金13,71913,719資本剰余金合計13,82813,873利益剰余金2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
資本剰余金合計13,82813,873利益剰余金2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
利益剰余金 その他利益剰余金2,1802,390類益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
その他利益剰余金繰越利益剰余金2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488		13,828	13,873
繰越利益剰余金2,1802,390利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
利益剰余金合計2,1802,390自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			_
自己株式795795株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
株主資本合計15,47215,773新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
新株予約権7963,716純資産合計16,26919,488			
純資産合計 16,269 19,488			
			3,716
負債純資産合計 18,370 23,078			19,489
	負債純資産合計	18,370	23,078

【損益計算書】

【担益計算者】		(単位:百万円)
	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	1 5,899	1 8,440
売上原価	1 3,385	1 5,074
売上総利益	2,513	3,366
販売費及び一般管理費	1, 2 1,626	1, 2 1,809
営業利益	887	1,556
営業外収益		
受取利息	15	15
為替差益	-	9
その他	9	4
営業外収益合計	25	29
営業外費用		
支払利息	-	2
為替差損	44	-
訴訟関連費用	32	-
その他	0	0
営業外費用合計	77	2
経常利益	834	1,583
特別利益		
関係会社清算益	77	-
特別利益合計	77	<u> </u>
税引前当期純利益	912	1,583
法人税、住民税及び事業税	45	433
法人税等調整額	34	389
法人税等合計	79	43
当期純利益	833	1,539

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2017年1月1日 至2017年12月31日)

(単位:百万円)

								<u> </u>
		株主資本						
			資本剰余金		利益剰			
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	203	53	13,719	13,772	3,335	3,335	795	16,515
当期変動額								
新株の発行	55	55		55				111
剰余金の配当					1,987	1,987		1,987
当期純利益					833	833		833
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	55	55	-	55	1,154	1,154	-	1,042
当期末残高	258	108	13,719	13,828	2,180	2,180	795	15,472

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	677	17,193
当期变動額		
新株の発行		111
剰余金の配当		1,987
当期純利益		833
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	118	118
当期変動額合計	118	923
当期末残高	796	16,269

当事業年度(自2018年1月1日 至2018年12月31日)

(単位:百万円)

								<u>十四・口/1111/</u>
		株主資本						
			資本剰余金		利益剰	削余金		
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	258	108	13,719	13,828	2,180	2,180	795	15,472
当期変動額								
新株の発行	45	45		45				90
剰余金の配当					1,330	1,330		1,330
当期純利益					1,539	1,539		1,539
自己株式の取得							0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	45	45	-	45	209	209	0	300
当期末残高	304	154	13,719	13,873	2,390	2,390	795	15,773

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	796	16,269
当期変動額		
新株の発行		90
剰余金の配当		1,330
当期純利益		1,539
自己株式の取得		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,919	2,919
当期変動額合計	2,919	3,219
当期末残高	3,716	19,489

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備

8年~15年

工具、器具及び備品 3年~15年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における自己都合要支給額を計上しております。

- 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	(20	前事業年度 017年12月31日)		業年度 12月31日)
短期金銭債権		1,784百万円		3,559百万円
長期金銭債権		375		287
短期金銭債務		942		1,203
(損益計算書関係)				
1 関係会社との取引高				
前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		(自 至	当事業年度 2018年1月1日 2018年12月31日	
売上高	268百万日	円 売上高		1,812百万円
外注費	389	外注費		449
支払手数料	323	支払手数料		504
2 販売費に属する費用のおおよ 用のおおよその割合は前事業年	度96.1%、	当事業年度99.1%であり	ます。	般管理費に属する費
販売費及び一般管理費の主要	は賀日及 ()	が金額は次のとおりであり	より。 	
	(自 至		(自 201	事業年度 8年1月1日 8年12月31日)
給料手当		177百万円		211百万円
支払手数料		616		753

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は12,703百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は11,130百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	9百万円	9百万円
減価償却超過額	42	44
未払賞与	67	294
未払費用	21	21
未払事業税	-	30
株式報酬費用	49	290
繰越欠損金	127	-
その他	45	59
繰延税金資産小計	363	750
評価性引当額	10	10
繰延税金資産合計	352	739
繰延税金負債		
未収事業税	2	-
繰延税金負債合計	2	-
繰延税金資産の純額	349	739

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.86%	30.86%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.26	0.76
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	28.26
住民税均等割	0.64	0.42
評価性引当額の増減	0.71	-
子会社欠損金の引継	20.23	-
その他	3.12	1.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.69	2.74

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物附属設備	75	83	-	22	137	265
工具、器具及び備品	71	53	-	37	88	288
有形固定資産計	147	137	1	59	225	553
無形固定資産						
ソフトウエア	79	7	-	26	60	-
無形固定資産計	79	7	-	26	60	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
賞与引当金	672	1,282	672	1,282

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日 本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL(http://www.gcaglobal.co.jp)
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第10期)(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)2018年3月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年3月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第11期第1四半期)(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)2018年5月11日関東財務局長に提出 (第11期第2四半期)(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)2018年8月10日関東財務局長に提出 (第11期第3四半期)(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年3月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

2018年6月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2018年7月4日関東財務局長に提出

2018年6月18日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

EDINET提出書類 G C A 株式会社(E05733) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成31年3月28日

GCA株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田名部 雅文 印

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷哲史 印業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGCA株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、GCA株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日 現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点 において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、GCA株式会社の平成30年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、GCA株式会社が平成30年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部 統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告 に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年3月28日

GCA株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田名部 雅文 印

指定有限責任社員 公認会計士 梅谷 哲史 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGCA株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GCA株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。